

令和2年度4月版

調剤薬局事務基本マニュアル

幸生堂薬局

株式会社 ヘルシーワーク

※無断持ち出し・無断複写・転写禁止

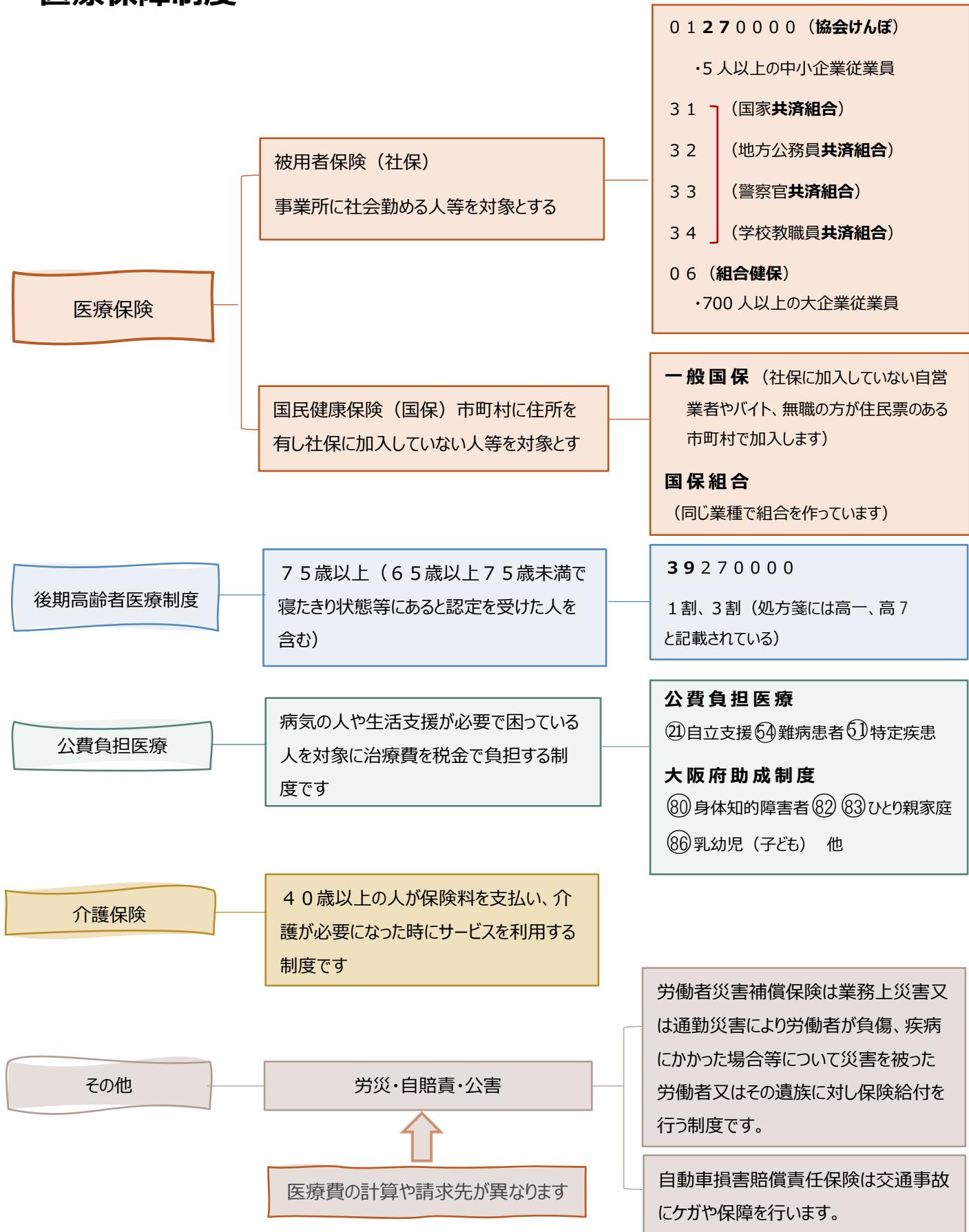
目 次

医療保障制度	1
一部負担金の割合、保険調剤の流れ	2
薬の分類、調剤報酬の算定項目と各種加算	3
調剤基本料	4
地域支援体制加算	7
受付回数の数え方	9
後発医薬品調剤体制加算	11
調剤料	12
お薬を飲むタイミング	14
内服調剤料	17
漸減（増）療法について、隔日投与について	19
調剤加算	20
計量混合加算	20
自家製剤加算	21
予製剤	22
同一剤形の範囲	23
嚥下困難加算	25
一包化加算	26
調剤料の夜間・休日等加算（調剤基本料に対する加算）	30
薬学管理料	31
薬剤服用歴管理指導料	31
重複投薬・相互作用等防止加算	35
特定薬剤管理指導加算	37
乳幼児服薬指導加算	38
吸入薬指導加算	38
調剤後薬剤管理指導加算	39
経管投薬支援料	39
外来服薬支援料	40

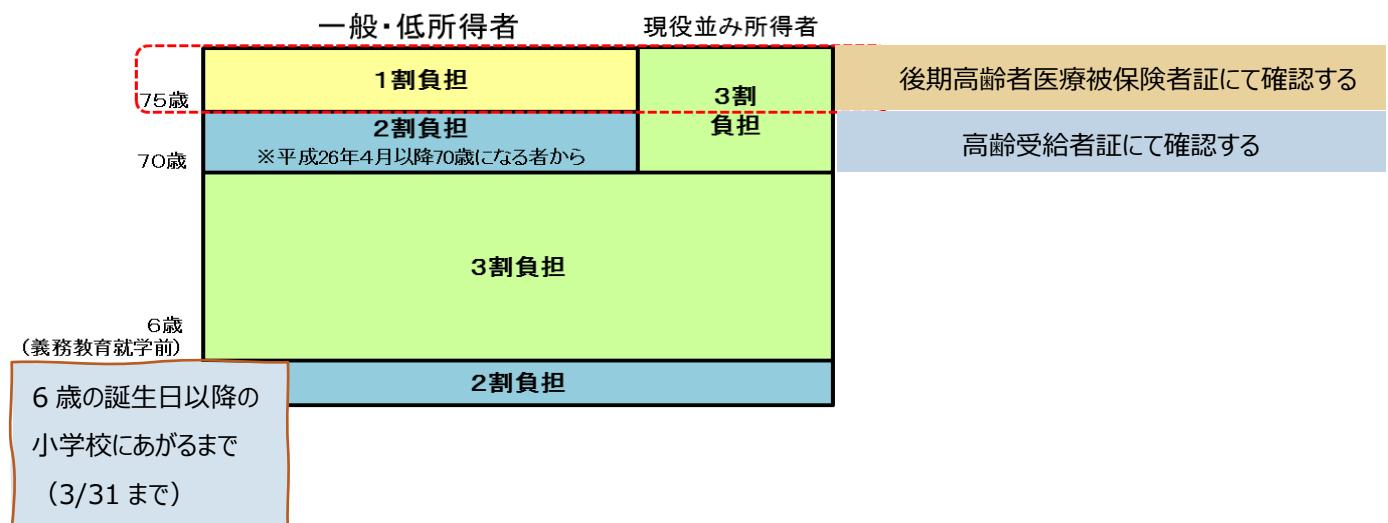
服薬情報等提供料	44
服用薬剤調整支援料.....	45
後 発 医 薬 品 へ の 変 更 調 劑	48
先発→後発	48
後発→後発	49
一般名処方による調剤.....	50
外用薬の変更調剤	51
薬 剤 料	52
力 価 計 算	55

医療保障制度

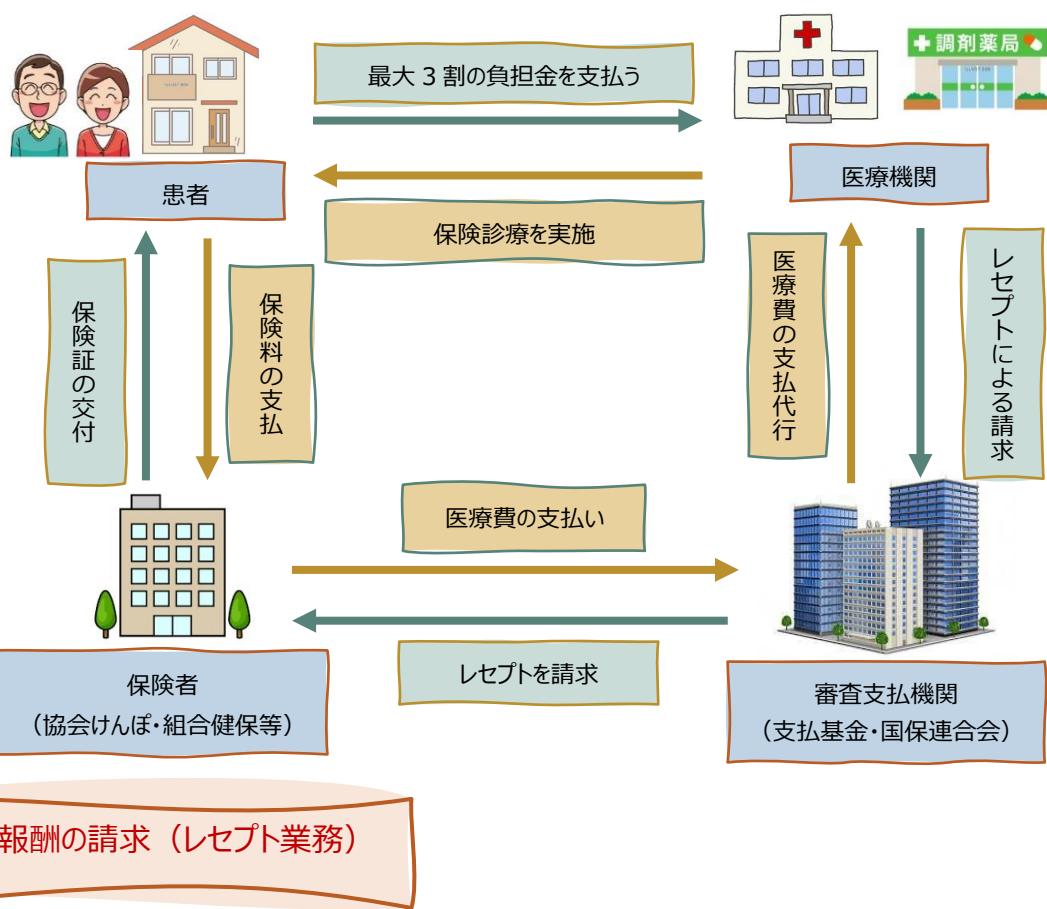
↓ 27 は大阪の都道府県番号



一部負担金の割合



保険調剤の流れ



保険薬局は、毎月末に締め切り、原則として翌月 10 日までに 1 ヶ月の調剤に要した費用をまとめた「**調剤報酬明細書 (レセプト)**」を作成し、支払基金や国保連合会へ請求します。

保険調剤にかかる費用を「**調剤報酬**」といいます。それぞれの費用が金額 (円) ではなく点数で表示されているため 1 点単価を **10 円** と定めています。100 点は **100 点 × 10 円 = 1000 円** ということになります。

薬の分類

- ・内服薬 (定期的に飲む薬) → ~日分<処方箋表示>
- ・頓服薬 (臨時的に飲む薬) → ~回分<処方箋表示>
- ・内服用滴剤 (内服用の液剤で使用量がきわめて少量のもの) -ラキソベロン内用液等-
- ・注射薬 (主に注射器を用いる薬)
- ・外用薬 (体の外から作用させる薬、飲まない薬)



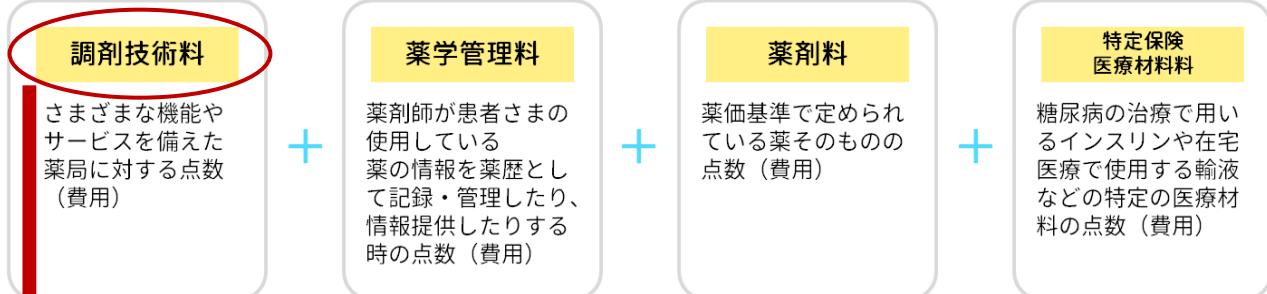
- ・「定期的に飲む薬」とは「毎食後」や「寝る前」など
- ・「臨時的に飲む薬」とは「発熱時」や「疼痛時」など
- ・「外用薬 (飲まない薬) 」とは坐薬、トローチ、軟膏、湿布薬、目薬等。



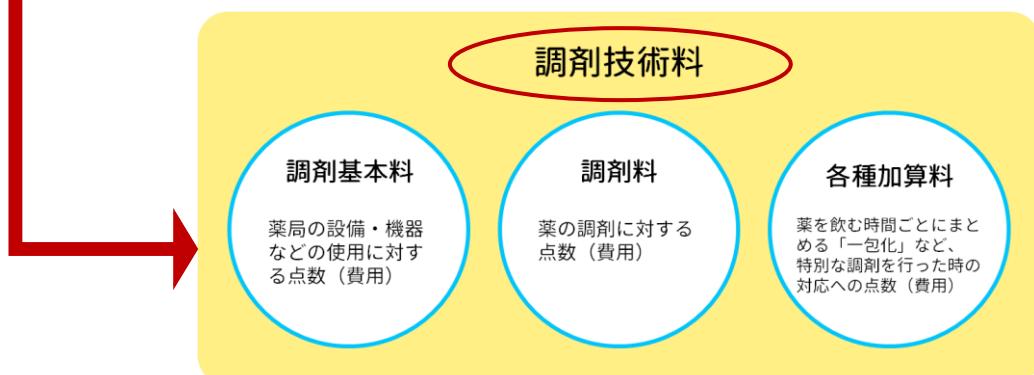
トローチは口に含みますが、飲み込まず口の中で溶かして作用させるので、外用薬となります。

調剤報酬の算定項目と各種加算

調剤報酬点数



調剤技術料はさらに「調剤基本料」「調剤料」「各種加算料」の3項目に分かれています。



調剤技術料

1. 調剤基本料

- 調剤基本料 1 : 42点 (変更なし)
- 調剤基本料 2 : 26点 (変更なし)
- 調剤基本料 3 イ : 21点 (変更なし)
- 調剤基本料 3 ロ : 16点 (変更なし)
- 特別調剤基本料 (注2) : 11点→9点
- ※複数の保険医療機関の処方箋を同時に受け付けた場合は受付2回目以降の調剤基本料を80%に減算する

2. 地域支援体制加算 : 35点→38点

3. 後発医薬品調剤体制加算

- 後発医薬品調剤体制加算 1 : 18点→15点
- 後発医薬品調剤体制加算 2 : 22点→変更なし
- 後発医薬品調剤体制加算 3 : 26点→28点

4. 調剤料

- 7日目以下 : 1日ごとに5点 (5~35点) →28点
※1~5日分まではプラス改定、6~7日分はマイナス改定
- 8~14日分 : 1日ごとに4点 (39~63点) →55点
※8~11日分まではプラス改定、12日分変化なし、13~14日分はマイナス改定
- 15~21日分 : 67点→64点
- 22~30日分 : 78点→77点
- 31日分以上 : 86点 (変化なし)

薬学管理料

1. 薬剤服用歴管理指導料

- 薬剤服用歴管理指導料1 : 41点→43点
- 薬剤服用歴管理指導料2 : 53点→57点
- 薬剤服用歴管理指導料3 : 41点→43点
- 薬剤服用歴管理指導料4 (オンライン服薬指導) : 43点 (月1回) (新設)

1. 特定薬剤管理指導加算

- 特定薬剤管理指導加算 1 : 10点 (変更なし)
- 特定薬剤管理指導加算 2 (抗癌剤 薬薬連携指導加算) : 100点 (月1回)
(新設)

2. 吸入指導加算 : 30点 (3ヶ月に1回) (新設)

3. 調剤後薬剤管理指導加算 (糖尿病薬指導加算) : 30点 (月1回) (新設)

2. かかりつけ薬剤師指導料 : 73点→76点

3. かかりつけ薬剤師包括管理料 : 281点→291点

4. 服用薬剤調整支援料

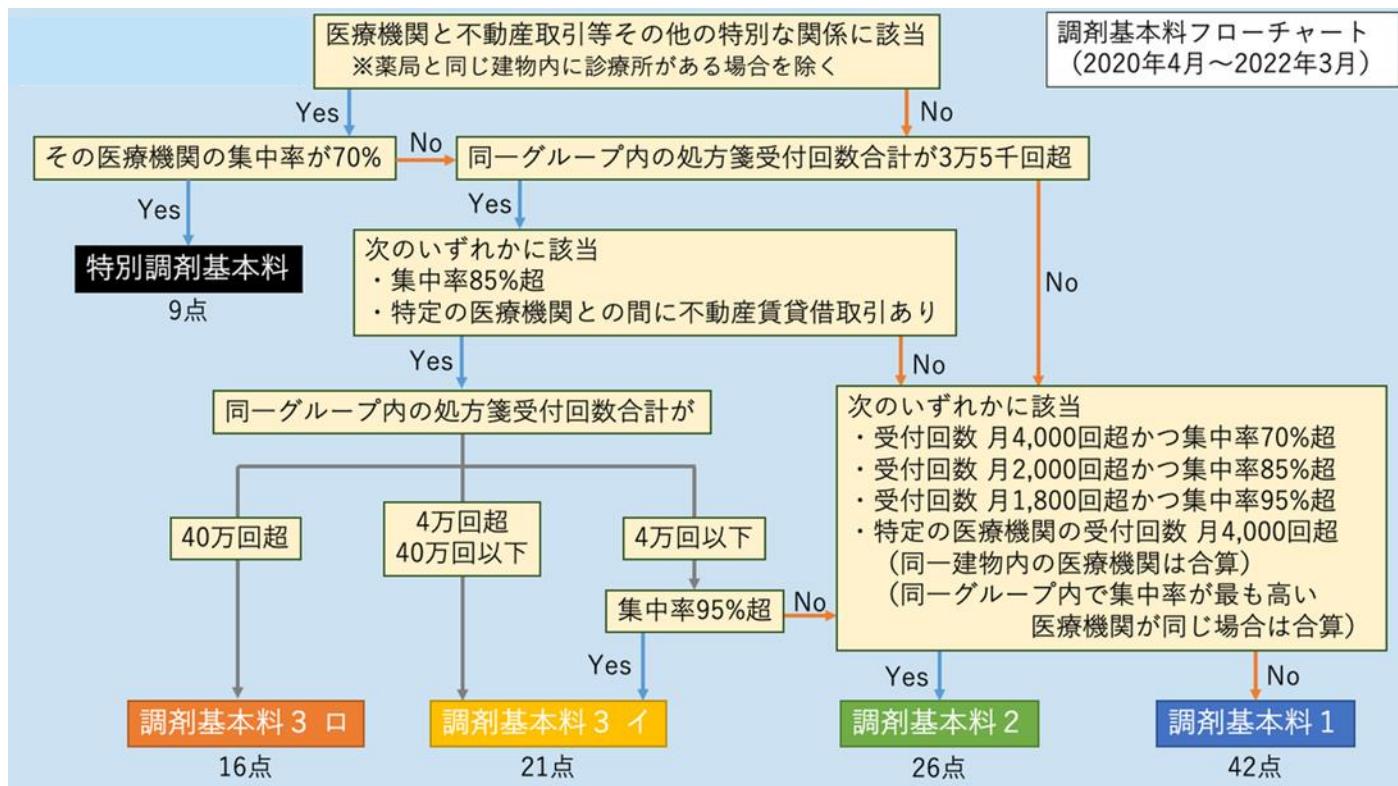
- 服用薬剤調整支援料 1 : 125点 (月1回) (変更なし)
- 服用薬剤調整支援料 2 (重複薬調整提案) : 100点 (3ヶ月に1回) (新設)

5. 経管投薬支援料 : 100点 (初回のみ) (新設)

6. 在宅患者訪問薬剤管理指導料

- 在宅患者オンライン服薬指導料 : 57点 (月1回) (新設)
- 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
 - 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1 : 500点
 - 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 2 (原疾患以外) : 200点 (新設)

※新設されたもののうち、内容がわかりにくいものについては () 内に勝手に呼び名を書いています。



調剤基本料 2 (26点)

- ・ 集中率に基づくもの
 - 処方箋受付回数 月4,000回超かつ集中率70%超
 - 処方箋受付回数 月2,000回超かつ集中率85%超
 - 処方箋受付回数 月1,800回超かつ集中率95%超 (追加)
- ・ 特定の医療機関の受付回数に基づくもの
 - 特定の保険医療機関の処方箋受付 月4,000回超 (同一建物内の医療機関は合算)
 - 同一グループ内で集中率が最も高い医療機関が同じ場合はその合計受付回数 月4,000回超

調剤基本料 3

- ・ 調剤基本料 3 イ (21点)
 - グループの処方箋受付回数合計 月3万5千回超 4万回以下 (追加)
 - 集中率95%超
 - 特定の保険医療機関との間に不動産賃貸借取引関係
 - グループの処方箋受付回数合計 月4万回超 40万回以下
 - 集中率85%超
 - 特定の保険医療機関との間に不動産賃貸借取引関係
- ・ 調剤基本料 3 口 (16点)

グループの処方箋受付回数合計 月40万回超

 - 集中率85%超
 - 特定の保険医療機関との間に不動産賃貸借取引関係

特別調剤基本料（9点）

※11点（H30改定：10点）から9点↓に見直し

- 保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局であつて、当該保険医療機関の処方箋集中率が70%を超えるもの。（診療所と同じ建物に薬局がある場合を除く）
- 調剤基本料の届出を行っていない薬局

調剤基本料の注4に規定する保険薬局

厚生労働大臣が定める保険薬局においては、**所定点数の100分の50に相当する点数**により算定する。

- 妥結率 50%以下
- 妥結率、単品単価契約率、一律値引き契約状況が未報告
- **かかりつけ機能に係る業務**が年間 10 回未満

（特別調剤基本料を算定している薬局は 100 回未満）

かかりつけ機能に係る業務

- 時間外等加算
- 夜間・休日等加算
- 麻薬管理指導加算
- 重複投薬・相互作用等防止加算
- かかりつけ薬剤師指導料
- かかりつけ薬剤師包括管理料
- 外来服薬支援料
- 服用薬剤調整支援料
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
- 在宅患者緊急時等共同指導料
- 退院時共同指導料
- 服薬情報等提供料
- 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料
- 居宅療養管理指導費
- 介護予防居宅療養管理指導費

後発医薬品の調剤数量割合が著しく低い薬局には**基本料の所定点数から2点減算**

後発医薬品の**使用割合が4割以下**

地域支援体制加算（38点）

調剤基本料1を算定する薬局（下記図を参照）

十分な実績を有する（追加）

以下のうち4つ以上（※1～3は必須）（追加）※経過措置あり（令和3年4月1日より適用）

- ※ 1.麻薬小売業の免許取得
- 2.在宅患者に関する薬学的管理・指導（在宅協力薬局として連携した場合等を含む）
：12回以上（1回→12回）
- 3.かかりつけ薬剤師が在籍
- 4.患者の服薬情報等を文書で医療機関に提供した実績：12回以上（追加）
(服薬情報等提供料に加え服薬情報提供料が併算定不可となっているもので、
同等の業務を行った場合を含む)
- 5.認定薬剤師が地域の多職種連携会議に出席：1回以上（追加）

調剤基本料1を算定している薬局における地域支援体制加算の算定要件

必 須



麻薬小売業者免許取得
必要な指導



在宅業務（前年3月～2月末の実績）

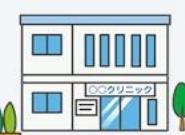
算定実績12回以上



厚生局に対して届出を行っている（かかりつけ薬剤師）



服薬情報等文書



い
ず
れ
か
選
択

医療機関に提供 実績12回以上

認定薬剤師が地域の多職種連携会議に1回以上出席

調剤基本料 1 以外を算定する薬局

相当な実績を有する

直近 1 年間に以下のうち **8 つ以上** (9 が加わったことにより全てではなく 8 つ以上に緩和された)
1~8 までは常勤薬剤師一人当たりの直近一年間の実績、9 は薬局当たりの直近一年間の実績とする

- 1.夜間・休日等の対応実績 : **400 回以上**/常勤薬剤師 1 人
- 2.調剤料の麻薬加算算定回数 : **10 回以上**/常勤薬剤師 1 人
(麻薬指導管理加算の実績→麻薬加算の算定に変更、緩和)
- 3.重複投薬・相互作用等防止加算等の実績 : **40 回以上**/常勤薬剤師 1 人
- 4.かかりつけ薬剤師指導料等の実績 : **40 回以上**/常勤薬剤師 1 人
- 5.外来服薬支援料の実績 : **12 回以上**/常勤薬剤師 1 人
- 6.服用薬剤調整支援料の実績 : **1 回以上**/常勤薬剤師 1 人
- 7.単一建物診療患者が 1 人の場合の在宅薬剤管理 (在宅協力薬局と連携した場合等を含む)
の実績 : **12 回以上**/常勤薬剤師 1 人
- 8.服薬情報等提供料 (服薬情報等提供料に加え服薬情報提供料が併算定不可となっているもの
で、同等の業務を行った場合を含む) の実績 : **60 回以上**/常勤薬剤師 1 人
- 9.認定薬剤師が地域の多職種連携会議に出席 : **5 回以上**/薬局 (追加)

新設

【例】 調剤基本料 1 で算定

同時受付



42 点

$42 \text{ 点} \times 80/100 = 34 \text{ 点}$

$42 \text{ 点} \times 80/100 = 34 \text{ 点}$

調剤基本料について、同一患者から **異なる医療機関の処方箋を同時にまとめて複数枚受付** した場合、

受付が 2 回目以降の調剤基本料は **所定点数の 100 分の 80** に相当する点数を算定する。

「同時にまとめて」とは同日中の別のタイミングで受け付けた場合は含まない。同時に受け付けたもののみが対象となる。

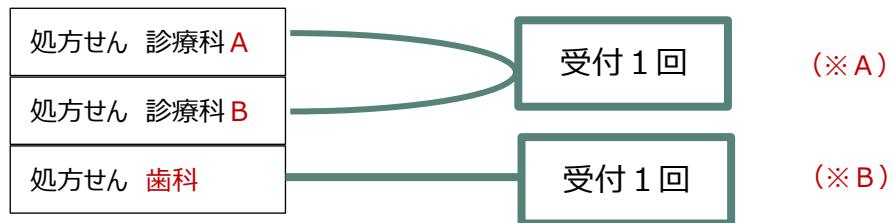
①受付回数の考え方



処方せんを受け付けた場合に、同じ医療機関からの処方せんであれば枚数に関係なく受付 1 回と考えます。 (※ A)

(ただし、歯科の処方せんについては別の受付になりますので、それぞれの基本料を算定できます。) (※ B)

複数の異なる医療機関の処方せんを同時に受け付けた場合は、受付回数はそれぞれ算定できます。 (※ C)



急変の場合



午前中受診

病態が急変



夕方再受診

受付はそれぞれに数え調剤基本料も
それぞれ算定できます。

(請求明細書[レセプト]の摘要欄に
それぞれの受付時間等記載する)

②集中率とは

特定の医療機関からの処方せんがどれくらい来るかの割合の事です。

$$\frac{\text{特定の医療機関からの受付枚回数}}{\text{総受付回数}} \%$$



集中率の算出に、同一グループの保険薬局の勤務者及びその家族の処方箋は除外することになります
(分子、分母ともに受付回数から除外)

勤務者：常勤及び非常勤を含めた全ての職員

その家族：勤務者と同居又は生計を一にする者

＜その他、受付回数に数えない処方箋＞

- 時間外加算、休日加算、深夜加算、夜間・休日等加算を算定した処方箋
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料の基となる調剤に係る処方箋
- 居宅療養管理指導費のハの(2)、介護予防居宅療養管理指導費のハの(2)の基となる調剤に係る処方箋

参考

妥結率とは



未妥結 = 購入価格が決まっていないこと



妥結 = 購入価格が決まっていること

$$\frac{\text{妥結した医療用医薬品の薬価総額}}{\text{薬局で購入した全ての医療用医薬品の薬価総額}} \%$$

以下のいずれかに該当する薬局は、基本料の所定点数の100分の50で算定

- 妥結率5割以下

報告時期は毎年10/1～11月末日までに、
同年4/1～9/30までの実績を報告する

- 妥結率等を厚生局に定期的に報告していない

- かかりつけ機能に係る基本的な業務の算定が1年間実施していない薬局（処方箋受付回数月600回以下を除く）

「時間外加算」「夜間・休日加算」「麻薬管理指導加算」「重複投薬・相互作用等防止加算」「かかりつけ薬剤師指導料」「外来服薬支援料」「服用薬剤調整支援料」「在宅患者訪問薬剤管理指導料」「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」「在宅患者緊急時等共同指導料」「退院時共同指導料」「服薬情報等提供料」「在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料」「居宅療養管理指導費並びに介護予防居宅療養管理指導費」

- 前年3/1から当年2月末日までの実績で判断し、当年4/1から翌年3月末日まで適用

後発医薬品調剤体制加算（調剤基本料の加算）

- | | | |
|--------------------------------------|---------------|-------------|
| イ 後発医薬品調剤体制加算 1（後発品割合 75%以上 ） | カットオフ値 50%以上） | 15 点 |
| ロ 後発医薬品調剤体制加算 2（後発品割合 80%以上 ） | カットオフ値 50%以上） | 22 点 |
| ハ 後発医薬品調剤体制加算 3（後発品割合 85%以上 ） | カットオフ値 50%以上） | 28 点 |

次ページ参照

イ、ロ、ハ 共通（後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を薬局の内外の見えやすい場所に掲示するとともに、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を薬局の内側の見えやすい場所に掲示していること。）

＜後発医薬品の規格単位数量の割合の算出方法＞

（1）後発品割合

$$\text{後発医薬品の割合（%）} = \frac{\text{後発医薬品の規格単位数量}}{\text{医薬品の総量（後発品のある先発医薬品+後発医薬品）}} \times 100$$

規格単位とは—1錠、1カプセル、1g、1ml…

※後発医薬品の割合が20%以下の場合は調剤基本料2点を減算する

（2）カットオフ値

薬局で調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品と後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が50%以上であること

$$\frac{\text{後発医薬品のある先発医薬品 + 後発医薬品}}{\text{全医薬品}} \geq 50\%$$

後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品もあります

（例）経腸成分栄養剤、漢方など…

算出する際、除外する処方せんがあります。

（例）公費単独扱いの生活保護の処方せんなど…。公費併用に係る処方せんのみが対象）

調剤料

＜調剤に対する技術料と考えてください＞

内 服 薬



7日分以下の場合	28点
8日分以上 14日分以下の場合	55点
15日分以上 21日分以下の場合	64点
22日分以上 30日分以下の場合	77点
31日分以上の場合	86点



内服薬（3剤を限度として算定）

内服薬の1剤の考え方：（※）服用時点が同じもの。投与日数は同じでなくても良い



※「服用時点が同じ」とは、

服用時点（例えば「朝食後服用」「夕食後服用」「1日3回毎食後服用」「就寝前服用」等）
が同一であることをいう。

また、食事を目安とする服用時点については、食前、食後、及び食間の3区分とすること。

服用時点が「食直前」「食前30分」等であっても、調剤料の算定にあっては「食前」とみなし、1剤として扱う。

(例)

- (1) ベイスン錠 0.2mg 3錠
1日3回 **毎食直前** 14日分
- (2) ナウゼリン錠 10 3錠
1日3回 **毎食前** 14日分



pixta.jp - 45695526

「毎食直前」「毎食前」のように薬によって飲むタイミングが
違っても、保険請求上は「食前」で請求する。

内服用滴剤（1調剤につき） 10点

内服用の液剤であるが、1回の使用量がきわめて少量。内服薬の調剤料の算定方法とは異なります。

3剤にも含まれません

（例）ラキソベロン内用液（便秘薬）など...

頓服薬 21点

調剤した剤数、回数にかかわらず **1回の処方受付につき1回算定**

頓服薬とは、必要（症状）に応じて服用する用法です。

内服薬との違いは、内服薬は一定の決められた時間に
継続して服用するという用法です。



「1日1回1錠 就寝前服用」—内服薬

「1回1錠 不眠時服用」—頓服

注射薬 26点

調剤数にかかわらず、**1回の受付につき1回算定**

外用薬（1調剤につき） 10点

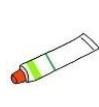
湿布や目薬、塗り薬など投与日数にかかわらず 1調剤につき算定。1回の処方受付につき **3調剤まで算定**。



10点



10点



10点



算定不可

・トローチについては外用薬として算定する。

・同一有効成分で同一剤形の外用薬が複数ある
場合には、その数にかかわらず 1調剤として扱う。



お薬を飲むタイミング

食前・食間・食後



食前 食事の前 20~30 分。薬によっては食直前（目安 10 分程度前）もあります。

食間 食事と食事の間、食後 2 時間から食前 2 時間の間。

食後 食後 30 分以内。最も一般的な飲み方。薬によっては食直後（食後 10 分以内）もあります

食前の薬



□食事の影響を受けやすい薬は食前に服用する場合があります。



□食べ物により薬の効果が落ちてしまうものや、空腹時のほうが効果が良くなるものなどがあります。

吐き気止め

食べた後の吐き気を抑えるため食前に服用します。



漢方薬

漢方薬は一般的に空腹時に服用する方が食後よりも効果的に働くと言われています。

糖尿病の薬

食後に血糖値が上がるのを防ぐため食前（薬によっては食直前）に服用します。



食後では血糖値が下がりすぎて低血糖を起こしやすくなり危険です。

食事の影響を受けやすい薬 食後では薬の吸収が悪くなり効果が落ちるものや、副作用が出やすくなる薬などは食前に服用します。

食間＝食後 2 時間の薬



□食間＝食後 2 時間の空腹時に服用します。

□食べ物により薬の効果が落ちてしまうものや、空腹時のほうが効果が良くなるものなどがあります。



腎不全用薬

毒素を吸着する薬。食事の影響を受けて毒素を吸着できなくなるため食間に飲みます。

胃潰瘍治療薬

胃粘膜に直接作用して保護します。食事が胃に入っていない状態で効果的に働きます。

食後の薬



- 多くの薬は「飲み忘れを防止するために」食後となっています。
- 食後に服用しないと効果が十分に出ないもの、副作用が出やすくなるものもあります。
- 特に「食直後」（食後 10 分以内）とされるものもあります



胃腸負担が特にかかりやすい薬

空腹時では胃腸へ負担がかかりやすいため食後。

- 痛み止め
- 抗パーキンソン病薬

消化酵素剤

食事摂取に反応して消化酵素の分泌を促します。食事中に服用することもあります。

脂溶性の高い薬

脂に溶けやすい薬は、食事中の油分により吸収が良くなるため食後に服用します

その他のタイミングで飲む薬



- 起床時服用** 骨粗鬆症の薬のうち、特に食事や他の薬の影響を受けやすいものは起床時すぐに服用し、



朝食も最低 30 分以上あけておく必要があります。

就寝時

睡眠剤は寝る直前に飲みます（飲んだらすぐ寝る！）下剤は起床時に効果が出るように寝る前に飲みます。

○○時間毎

抗癌剤や抗生物質などによっては、特別に時間を区切って 飲むことが必要なため食事に関係なく服用します。

頓服（とんぷく）

発熱時 下痢のひどい時など



発熱 下痢

1剤、2剤、3剤…の考え方方が難しいようなので

(例)

(1) リスパダール錠 2mg 2錠

アーテン錠 2mg 2錠

内服 1日2回 朝夕食後 30日分

1剤

(2) アジスロマイシン錠 250mg 2錠

内服 1日2回 朝夕食後 3日分

この処方は服用が朝夕食後と朝食後の2剤と考える。

朝夕食後の日数は違うが、同じでなくても良い。

(3) ムコサールLカプセル 45mg 1cap

内服 1日1回 朝食後 7日分

2剤

(1) リスパダール錠 2mg	2錠					
アーテン錠 2mg	2錠					
内服 1日2回 朝夕食後		30日分	——	1剤		
(2) ムコサールLカプセル 45mg	1cap					
内服 1日1回 朝食後		7日分	——	2剤		
(3) PL配合顆粒	3g					
内服 1日3回 每食後		7日分	——	3剤		

この処方は服用が朝夕食後と朝食後と毎食後の**3剤**と考える。

(1) リスパダール錠 2mg	2錠					
アーテン錠 2mg	2錠					
内服 1日2回 朝夕食後		30日分	——	1剤		
(2) アジスロマイシン錠 250mg	2錠					
内服 1日2回 朝夕食後		3日分	——	2剤		
(3) ムコサールLカプセル 45mg	1cap					
内服 1日1回 朝食後		7日分	——	3剤		
(4) PL配合顆粒	3g					
内服 1日3回 每食後		7日分	——	4剤		
(5) デパス錠 0.5mg	1錠					
内服 1日1回 寝る前		7日分	——			

この処方は服用が朝夕食後と朝食後と毎食後と寝る前の**4剤**となる。

- ① 1回の処方せん受付で**4剤以上ある場合は、3剤まで算定**する。
- ② 2種類以上の薬剤を調剤する場合、服用方法が同じであれば、投与日数にかかわらず**1剤**として算定する。
- ③ 服用方法が同じでも**内服用固形剤**と**内服用液剤**の場合は、**別剤として算定**する。



- ④ **配合不適**等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合や、**内服錠**と**チュアブル錠**のように服用方法が異なる場合も別剤として算定する。

内服薬（液剤）



内服薬（固形剤）

内服薬（チュアブル錠）

内服調剤料算定方法の具体例（10日分）

7日分まで <5点×7日>

8日目～10日目 <4点×3日>

計 47点

配合不適とは数種の薬を配合することで湿潤、沈殿などを起こすため、調剤技術上の工夫を必要とする組み合わせのことです。

配合不適の場合、薬剤師は別包装に分ける調剤を行わなければいけません。

＜処方例＞ ムコダインシロップ 6ml
毎食後 10日分
ポンタールシロップ 6ml
毎食後 10日分

ムコダインシロップとポンタールシロップを混合すると次の日には沈殿し、薬の効き目が弱くなります。なので別々に調剤しないといけないので、調剤料も別々に算定できます。

内服調剤料について

週に1度服用する薬の場合

ボナロン錠 35mg 1錠
分 1 起床時（週1回服用） 4日

週1回の服用なので4日分の処方で28日分になるのですが、調剤料は「**実際に服用する日数分**」しか算定できないので**4日分で算定**します。

同一有効成分で含有量が違う場合

ノルバスク錠 5mg 1錠
分 1 朝食後 14日分

ノルバスク錠 2.5mg 1錠
分 1 夕食後 14日分

同じ有効成分で含有量が違うだけなので、1剤として算定しないといけません。
この処方の場合、**朝夕食後の1剤（14日分）として算定**します。

同一有効成分で別剤形の場合

ノルバスク錠 5mg 1錠
分 1 朝食後 14日分
ノルバスクOD錠 2.5mg 1錠
分 1 夕食後 14日分

同じ有効成分であっても、**錠剤**と**口腔内崩壊錠**は**別剤形**
（※次頁参照）として取扱います。したがって、この処方では**2剤**となります。

(※) 別剤形とは

内用薬

錠剤、口腔内崩壊錠、分散錠、粒状錠、カプセル剤、丸剤、散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、液剤、シロップ剤、

ドライシロップ剤、経口ゼリー剤、チュアブル、バッカル、舌下錠

外用薬

軟膏剤、クリーム剤、ローション剤、液剤、スプレー剤、ゼリー、パウダー剤、ゲル剤、吸入粉末剤、吸入液剤、吸入エアゾール剤、点眼剤、眼軟膏、点鼻剤、点耳剤、耳鼻科用吸入剤・噴霧剤、パップ剤、貼付剤、テープ剤、硬膏剤、坐剤、肛剤、注腸剤、口嗽剤、トローチ剤

リウマトレックスの場合

①リウマトレックスカプセル 2mg	2cap
分 2 朝夕食後	4 日分 (毎週木曜日に服用)
②リウマトレックスカプセル 2mg	1cap
分 1 朝食後	4 日分 (毎週金曜日に服用)
③プレドニゾロン錠 1mg	1錠
分 1 朝食後	28 日分
④ガスター錠 20mg	2錠
分 2 朝夕食後	28 日分

★リウマトレックスとはリウマチの薬です。

用法が特殊であり、通常の剤の区分で整理できません。

そのため「例外的な 1 剤」として扱います。

この処方では木曜日に 2cap 朝夕食後、
次の日の金曜日に 1cap 朝食後に服用するという 1 週間単位
での服用方法になります。食事を目安とした服用時点（剤）の
区別ではなく、例外的な 1 剤として算定します。

この処方の場合、①と②で 1 剂 8 日分の調剤料を算定し、
③と④はそれぞれ 28 日分の調剤料を算定できます。

(合計 3 剤算定)

同一有効成分で含有量が違う薬の連続服用（漸増処方）

①アリセプト D錠 3mg	1錠
1 日 1 回 朝食後	14 日分
②アリセプト D錠 5mg	1錠
1 日 1 回 朝食後	14 日分

同じ有効成分の①を服用後②を服用します。通算 28 日で
服用するので調剤料は 1 剂（28 日分）を算定します。

(※漸増（減）処方については次頁で説明します)

漸減（増）療法について

漸減療法とは…

降圧剤や副腎皮質ホルモン（ステロイド）薬など、急に服用量を減らしたり止めたりすると、症状が悪化したり脱力感やショックなどの危険な症状が現れる薬は、服用量もしくは規格を徐々に減らしていきます。このような服用方法を漸減療法といいます。

例えば

同一薬剤を徐々に 1 日の服用回数および錠数を漸減していく処方で代表的な薬剤に「プレドニン錠」があります。

調剤料は下記の通り、服用時点に関わらず一連の服用として 15 日分（67 点）を算定します。

レセプト摘要欄には「プレドニン処方 1～3 は通算 15 日分の調剤料を算定」と記載します。

処方 1 プレドニン錠 5mg 3錠 分 3 每食後 7 日分

処方 2 プレドニン錠 5mg 2錠 分 2 朝夕食後 5 日分

処方 3 プレドニン錠 5mg 1錠 分 1 朝食後 3 日分



漸増療法とは…

漸減とは逆に増やしていく服用方法です。

代表的な薬剤として、「チャンピックス錠」があります。チャンピックスは、禁煙のための飲み薬です。

チャンピックスは、飲み始めの 1 週間に服用量を徐々に増やします

処方 1 チャンピックス錠 0.5mg 1錠 分 1 夕食後服用 3 日分

処方 2 チャンピックス錠 0.5mg 2錠 分 2 朝夕食後服用 4 日分

処方 3 チャンピックス錠 1mg 2錠 分 2 朝夕食後服用 7 日分

(①→②→③の順番で服用)



隔日投与と交互服用について

（隔日投与とは、「1 日おきに服用する」という意味です。）

処方例

処方 1 メルカゾール錠 5mg 2錠 分 1 朝食後 7 日分

処方 2 メルカゾール錠 5mg 1錠 分 1 朝食後 7 日分 交互に服用で計 14 日分

1 日目 2 日目 7 日目 14 日目

○/○	○/○	○/○	○/○	○/○	○/○	○/○	○/○	○/○	○/○	○/○	○/○	○/○
○/○		○/○		○/○		○/○		○/○		○/○		○/○

処方 1 と処方 2 を交互で服用するので、服用している日数は合計 14 日分となります。

異なる医薬品の連続服用

①パリエット錠 10mg 1錠
1日1回 就寝前 14日分

②ガスター錠 20mg 1錠
1日1回 就寝前 14日分

①→②の順に服用

服用時点が同じなので1剤として算定してしまいそうになりますが、

①→②の順に服用であり、服用する薬もタイミングも異なります
ので別剤として算定できます。



内服調剤料の別剤としての算定について

別剤とする理由について、調剤報酬明細書の「摘要」欄に記載しないといけません。

調剤加算

調剤を行う時に様々な工夫を行ってから患者様に薬をお渡しすることがあります。その内容によって点数が加算されます

調剤加算

・計量混合調剤加算

・麻薬加算

・自家製剤加算

・向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算

・嚥下困難者用製剤加算

・時間外加算

・一包化加算

・夜間・休日等加算

※赤太字の加算は下記に説明あり

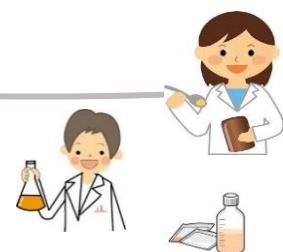
計量混合調剤加算

2種類以上の医薬品を計量し混合して調剤した場合に、投与量・投与日数に関係なく、

1調剤行為（実際に行った計量混合ごと）に対して算定できます。

（液剤、散剤・顆粒剤、軟・硬膏剤を計量混合して、内服薬、頓服薬、外用薬を調剤した場合に加算できま

※乳幼児に対して処方された薬剤が微量で調剤や服用が困難である場合に、医師の了解を得た上で賦形剤、矯味矯臭剤等を混合し、服用できるようにした場合も計量混合可算が算定できます。

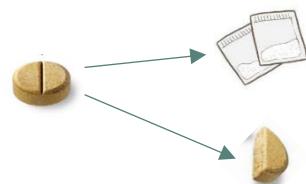


自家製剤加算

自家製剤とは、個々の患者に対し市販されている医薬品の剤形では対応できない場合に医師の指示に基づき、容易に服用できるよう調剤上の特殊な技術工夫を行った場合

・**錠剤を粉碎**して散剤とすること

・**割線のある錠剤を医師の指示に基づき分割**した場合は錠剤として算定する。



粉碎・分割した医薬品と同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合は算定できない

考え方

テグレトールを例に説明します。

割線
↓

テグレトール 200mg を分割



テグレトール 100mg があるため算定できない

分割した量と同じ規格がある

割線
↓

テグレトール 100mg を分割



テグレトール 50mg はないので算定できる

仮に 25mg が存在し $25\text{mg} \times 2$ 錠で 50mg となるが、
50mg という規格は薬価収載されていないので算定できる

割線
↓

テグレトール 100mg を粉碎



テグレトール細粒があるため算定不可

※都道府県によって見解が異なる場合があります

〈計量混合加算〉

イ 液剤の場合	35点
ロ 散剤または顆粒剤の場合	45点
ハ 軟・硬膏剤の場合	80点

〈自家製剤加算〉

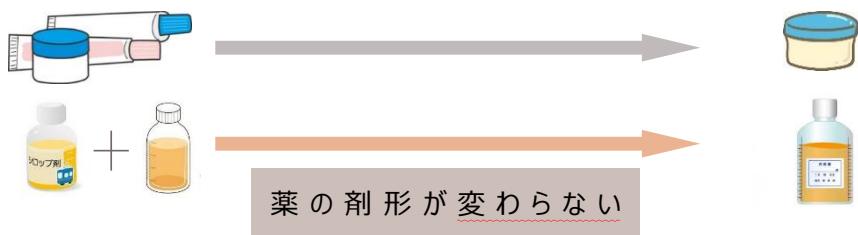
①内服薬	20点
投与日数が7又はその端数を増すごとに所定の点数を加算する	
②頓服薬	90点
③外用 ア.錠剤、トローチ、軟硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤	90点
イ.点眼、点鼻、点耳、浣腸	75点
ウ.液剤	45点

自家製剤加算と計量混合調剤加算の原則的な考え方

自家製剤加算



計量混合調剤加算



※ドライシロップ剤を液剤と混合した場合は

薬の剤形は変わりますが、計量混合調剤加算の「イ 液剤の場合」を算定します。



予製剤

あらかじめ想定される調剤のために、処方箋受付時に作り置きしたものを投薬することです。

調剤の効率化が図れますので、患者様の待ち時間の短縮に役立ちます。

内服薬では散剤を調合しておく、半錠にした錠剤を作つておくことや、外用薬では軟膏を練り合わせておくことなどが該当します。



調剤料の取扱いについて、「同一の有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合は、その数にかかわらず1剤（1調剤）」とされているが、「同一剤形」の範囲はどのように考えたらよいのか



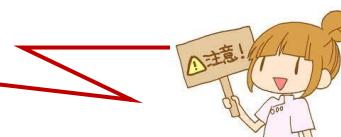
内用薬

錠剤、口腔内崩壊錠、分散錠、粒状錠、カプセル剤、丸剤、散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤、経口ゼリー剤、チュアブル、バッカル、舌下錠

外用薬

軟膏剤、クリーム剤、ローション剤、液剤、スプレー剤、ゼリー、パウダー剤、ゲル剤、吸入粉末剤、吸入液剤、吸入エゾール剤、点眼剤、眼軟膏、点鼻剤、点耳剤、耳鼻科用吸入剤・噴霧剤、パップ剤、貼付剤、テープ剤、硬膏剤、坐剤、腔剤、注腸剤、口嗽剤、トローチ剤

この取扱は内服薬と外用薬に関わる超材料における考え方であり、例えば、調剤時の後発医薬品への変更に関する剤形の範囲の取扱いとは異なるので注意してください。



例 1)

内服 - ユリーフ錠 4m g (錠剤) 1剤

ユリーフOD錠m g (口腔内崩壈錠) 2剤

外用 - モーラステープ 20m g (テープ剤)

モーラステープL 40m g (テープ剤)

モーラスパップX R 120m g (パップ剤) 2剤



例 2)

Rp.1 オルガドロン点眼・点耳・点鼻液 0.1% 5m l 1日3回 点耳



Rp.2 オルガドロン点眼・点耳・点鼻液 0.1% 5m l 1日3回 点鼻



このようなケースについては、**使用方法は違いますが同一の有効成分で同一剤形の薬剤なので1剤として算定**します。

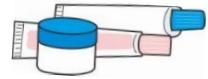
※外用薬（2種類の同一薬剤の濃度を変えるために比率を変えての混合した場合の調剤料と計量混合加算）

前記の間に関連して、例のように濃度を変更するなどの目的で、2種類以上の薬剤の比率を変えて混合した処方が複数ある場合は、それぞれの処方を別調剤として取り扱った上で、計量混合調剤加算を算定できるか。

例)

Rp.1 ヒルドイドソフト軟膏 10g、ユベラ軟膏 20g（混合）

Rp.2 ヒルドイドソフト軟膏 20g、ユベラ軟膏 20g（混合）



2種類の薬剤を計量し、かつ、混合した処方が複数ある場合は、**それぞれ**について計量混合調剤加算を算定できる。

（例の場合は、Rp.1とRp.2の**それぞれ**について、調剤料と計量混合調剤加算を算定できる

※内服薬（同じ服用法で投与日数が違うため、それを混合して調剤した場合の調剤料と計量混合加算）

Rp.1 アスベリン散 10% 0.4 g
メブチン顆粒 0.01% 0.3 g
ペリアクチン散 0.3 g
1日3回 每食後服用 7日分



Rp.2 セフゾン細粒小児用 10% 1.6 g
ビオフェルミンR 0.5 g
1日3回 每食後服用 4日分

この様な処方では、**内服調剤料**は**7日分**で算定できますが、計量混合加算は**1調剤行為**につき算定できるので、

2調剤それぞれ算定できます。ただし、**どちらも日数が同じであった場合は計量混合加算も1回しか算定できません。**

嚥下困難者用製剤加算 (処方せん受付 1 回につき 80 点)



薬を口から飲むこと（嚥下）が難しい患者様に対して、医師の了解を得た上で心身の特性

（①錠剤やカプセルが大きくて飲み込めない ②パーキンソン病などで薬を包装から取り出せない等）に応じた調剤上の工夫（錠剤を碎いて粉碎にする等）を施した場合に算定できます。

受付 1 回につきの算定なので、複数剤を碎いても 1 回 80 点の算定となります。

算定の対象とならないものは

- ① 頓服薬の場合
- ② 一包化加算が算定されている場合
- ③ 自家製剤加算が算定されている場合
- ④ その薬の粉薬が既に販売されている場合

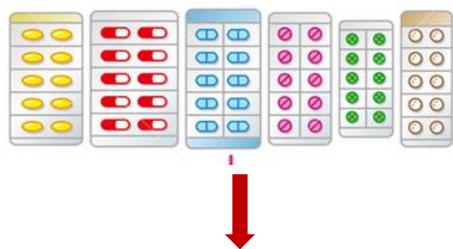
一包化加算 (処方せん受付 1 回につき) ※医師の指示・了解は必ず必要

多種類の薬剤の服用を飲み忘れ・飲み誤りが懸念される患者様や、

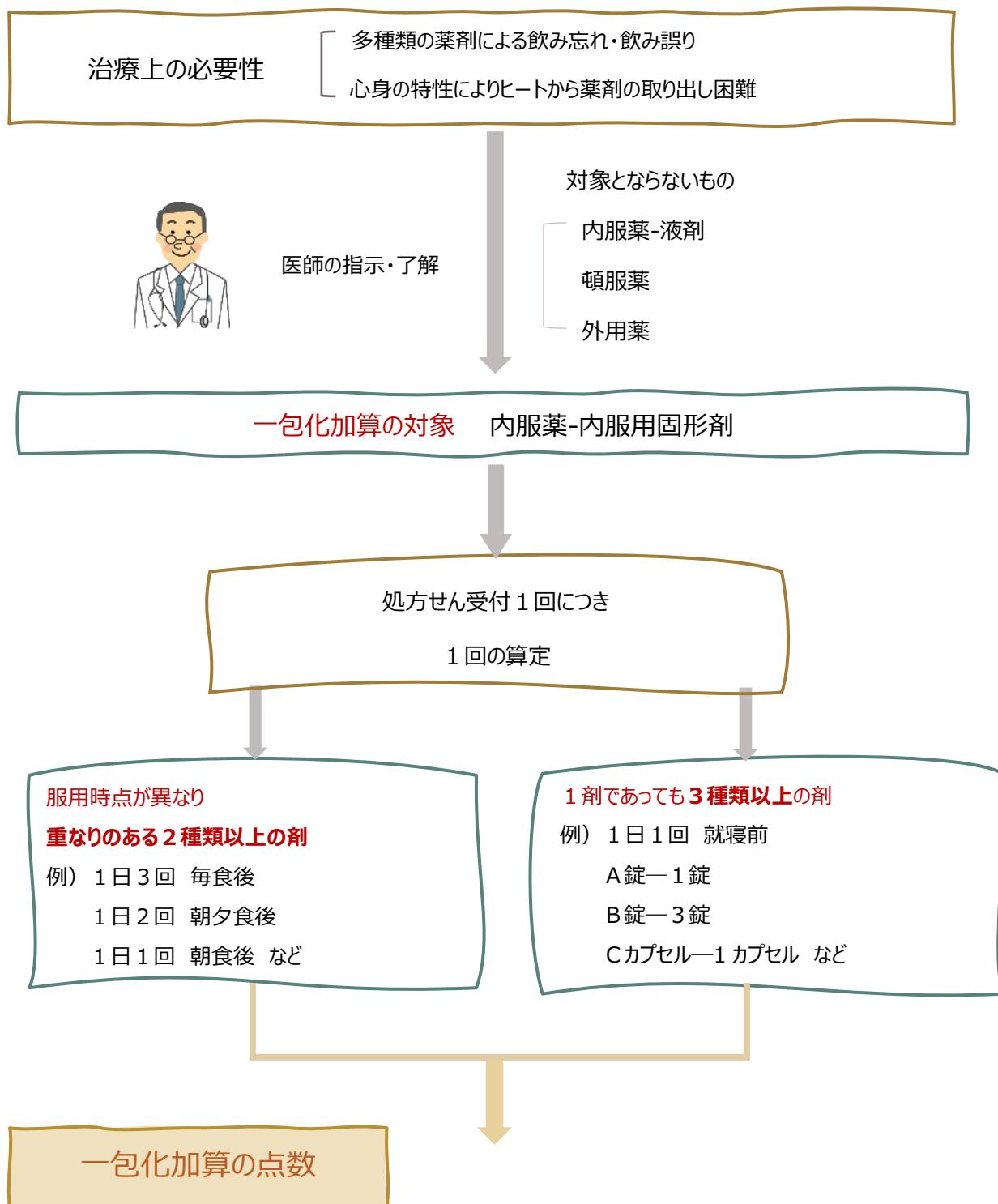
心身の特性によりヒートなどから錠剤を取り出すことが

困難である患者様に対し、服用時点ごとに

パッキングすることを一包化と言います。



一包化



投与日数	点数
42日以下	7日ごとに34点加算
43日以上	240点

一包化加算が認められる（算定できる）例

服用時点の異なる2種類以上の剤と1剤で3種類以上の内服固形剤

①・ A 錠 3錠
・ B カプセル 3P
分3 每食後 14日分
②・ C カプセル 2P
・ D 散 2g
分2 朝夕食後 14日分
③・ E 錠 1錠
・ F カプセル 1P
・ G 顆粒 1g
分1 就寝前 14日分

分3 朝 昼 夕	A A A B B B	(包) 一包化加算
分2 朝 夕	C D C D	(包)
分1 就寝前	E F G	(包)

一包化に含まれる剤に (包) を記載

服用時点ごとに一包化



同一医療機関の異なる診療科で処方された、服用時点の異なる2種類以上の剤

整形外科
① A 錠 3錠
分3 每食後 14日分
② B カプセル 1P
分1 朝食後 14日分
内科
C 錠 2錠
D カプセル 2P
分2 朝夕食後 14日分

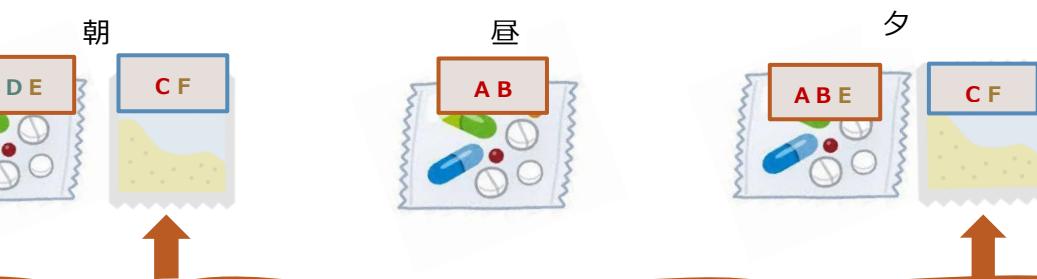
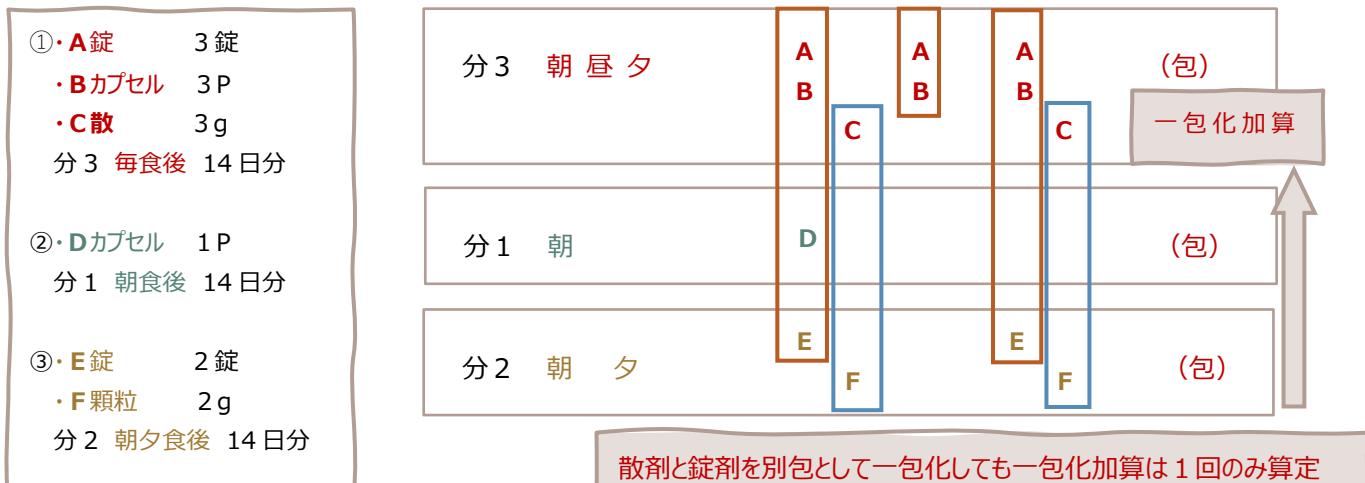
整形外科 分3 朝 昼 夕	A A A	(包) 一包化加算
分1 朝	B	(包)
内科 分2 朝 夕	C D C D	(包)

一包化に含まれる剤に (包) を記載

診療科が違っていても同一医療機関なら服用時点ごとに一包化
(歯科は別)

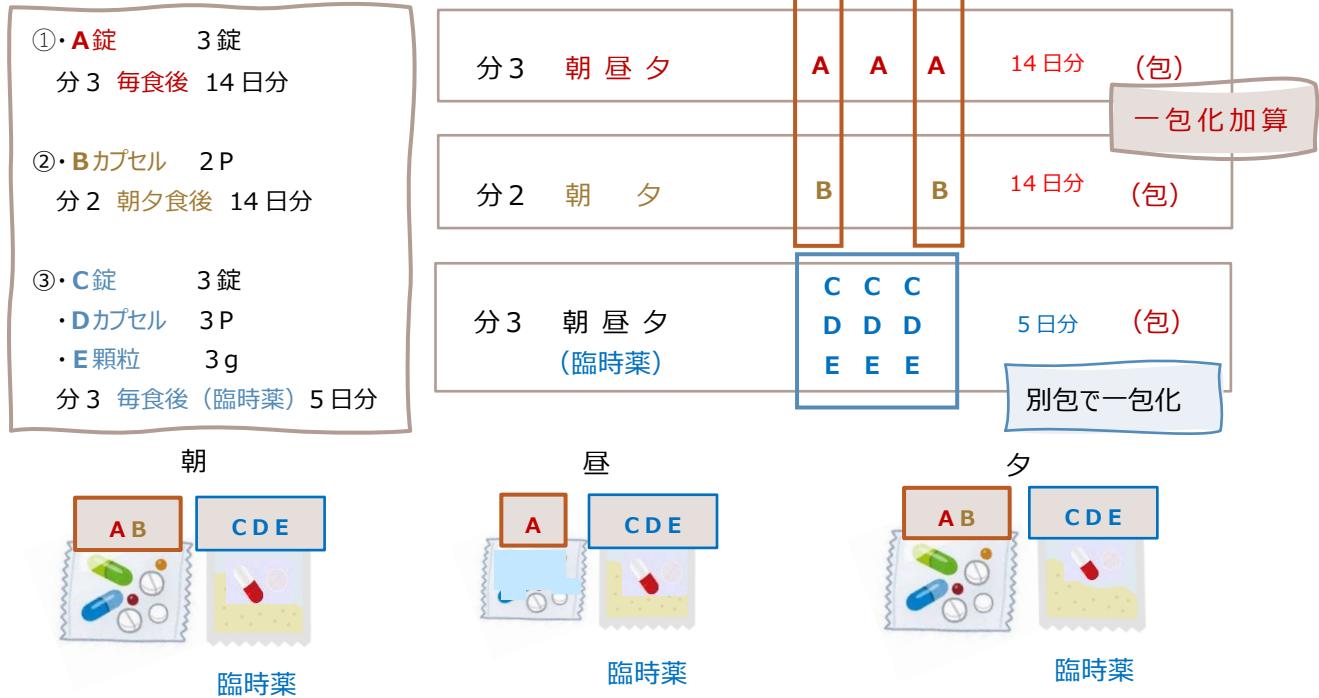


散剤と錠剤を別々に一包化



※注 ★一包化に含まれている部分に対し計量混合調剤加算は同時に算定できない★

臨時処方を別包として一包



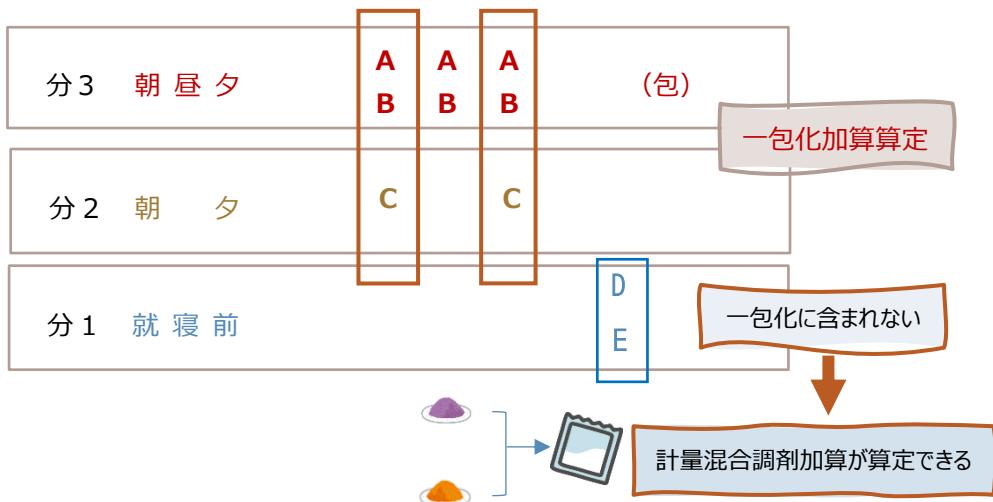
一包化加算を算定した時は、一包化に含まれた剤と服用時点に重なりがある剤では計量混合調剤加算・

自家製剤加算を同時に算定することができません。しかし、一包化に含まれず服用時点に重なりがない剤では、

同時に算定が可能です。

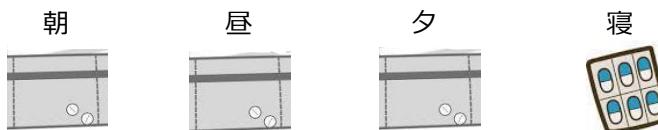
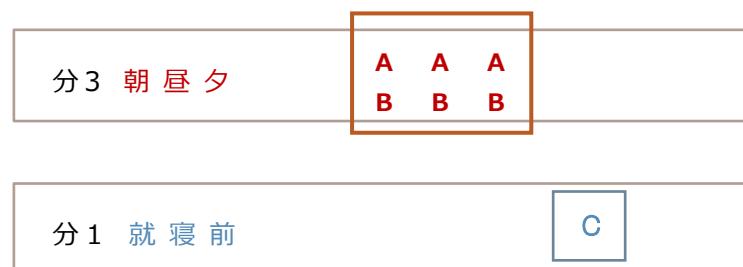
一包化加算を算定していても計量混合調剤加算が算定できる例（自家製剤加算も同じ考え方）

①・A錠	3錠
・Bカプセル	3P
分3 每食後 14日分	
②・C錠	2錠
分2 朝夕食後 14日分	
③・D散	1g 混合
・E散	0.5g
分1 就寝前 14日分	



一包化加算が認められない（算定できない）例

①・A錠	3錠
・B錠	3錠
分3 每食後 14日分	
②・Cカプセル	1P
分1 就寝前 14日分	



★ AとBを一包化するが毎食後の剤で2種類しかなく、服用時点は異なるが就寝前で服用が重ならないため一包化加算として算定できない★

調剤料の夜間・休日等加算（調剤基本料に対する加算）処方箋受付 1 回につき 40 点

午後 7 時（土曜日にはあっては午後 1 時）から午前 8 時までの間（深夜及び休日を除く。）、休日又は深夜に当該保険薬局が表示する開局時間内の時間に調剤を行った場合は、夜間・休日等加算として、処方箋受付 1 回につき 40 点を加算する。



a 開局時間中（平常の状態で処方箋応需体制にある時に受付）



b 閉局している時間中（平常の状態で処方箋応需体制がない時に受付）

夜間・休日等加算を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側のわかりやすい場所に表示するとともに、夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯を薬局内のわかりやすい場所に掲示する。

また、平日又は土曜日に夜間・休日等加算を算定する患者については、処方箋の受付時間を当該患者の薬剤服用歴の記録又は調剤録に記載する。

＜薬学管理料＞

薬剤服用歴管理指導料

患者ごとに、患者の処方歴、アレルギー歴、副作用歴、服薬中のほかの薬剤をはじめとした情報を記録したものを薬剤服用歴といいます。略して『薬歴』と呼ぶのが一般的になっています。記録の中には、疑義照会の結果や調剤の技術的工夫点、実施した服薬指導の要点なども含まれます。「お薬手帳」を持参すると医療費の負担が軽くなるようになっています。

1. 3ヵ月以内に処方せんを持参し、お薬手帳を持参した場合……43点
※お薬手帳を持参していない患者の場合……57点
2. それ以外の患者に対して ……57点
3. 特別養護老人ホームに入所している患者に訪問して行った場合 ……43点
4. オンライン服薬指導を行った場合（外来）……43点（月1回まで）



Point

- ・お薬手帳へ残薬状況を記載する（努力義務）
- ・お薬手帳へ普段利用する薬局名称の記載をするよう促す（努力義務）



① 43点

3ヵ月以内に処方箋持参

手帳持参



② 57点

①以外の患者、お薬手帳を持参していない患者



手帳忘れた！



処方せん受付

③ 43点

特別養護老人ホームに入所している
患者に訪問



④ 43点（月1回まで）

オンラインを用いた服薬指導を行った



④オンライン服薬指導（外来患者）

43 点（月 1 回まで）

《対象患者》

- ・オンライン診療科を算定された上で処方箋が交付された患者
- ・原則として 3 ヶ月以内に薬剤服用歴管理指導料 1 or 2 を算定した患者

《算定要件》

- ・対面服薬指導を行ったことのある患者
- ・当該薬局で調剤したものと同一内容の薬剤について
- ・オンライン診療による処方箋に基づき調剤
- ・原則として同一の薬剤師がオンライン服薬指導を実施
- ・**服薬指導計画**を作成し当該計画に基づき実施すること
- ・オンライン服薬指導を行う保険薬剤師は、原則として同一の者であること
- ・手帳により薬剤服用歴および服用中の医薬品等について確認すること
- ・薬剤服用歴管理指導料に係る加算は算定不可（下記※注 4～10 は算定不可）

注 4：麻薬管理指導加算

注 5：重複投薬・相互作用等防止加算

注 6：特定薬剤管理指導加算 1

注 7：特定薬剤管理指導加算 2

注 8：乳幼児服薬指導加算

注 9：吸入薬指導加算

注 10：調剤後薬剤管理指導加算

服薬指導計画の主な内容

- ア. 取り扱う薬剤の種類、授受の方法
- イ. オンラインと対面との組合せ
- ウ. 実施できない場合の規定（実施しないと判断する場合の基準）
- エ. 緊急時対応方針（医療機関との連絡、搬送）

《施設基準》

- ・薬機法施行規則及び関連通知に沿ってオンライン服薬指導を行う体制を有する保険薬局であること
- ・当該薬局において、1 月当たりの算定回数の合計に占めるオンライン服薬指導の割合が 1 割以下であること

④オンライン服薬指導（在宅患者）

57 点（月 1 回まで）

オンライン服薬指導（在宅患者）概要

- ・医療機関で訪問診療（在宅時医学総合管理料算定患者）
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料（対面）を月 1 回のみ算定
- ・月 1 回まで
- ・薬剤師 1 人につき週 10 回まで
- ・在宅対面と在宅オンラインを合わせて薬剤師 1 人につき週 40 回まで
- ・薬局内実施
- ・服薬指導計画に基づき実施
- ・原則同一薬剤師が対応
- ・服薬指導結果を医師へ情報提供
- ・服薬指導の内容を手帳に記載
- ・システム利用・送料は別途微収可
- ・配送する場合は受領確認
- ・オンライン服薬指導の割合が 1 割以下

《施設基準》

薬剤服用歴管理指導料 4（オンライン服薬指導）に係る届出を行った保険薬局であること

薬剤服用歴管理指導料の加算

麻薬管理指導加算

22 点

麻薬を調剤した場合であって、麻薬の服用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行ったときは、22 点を所定点数に加算する。



つまり、麻薬が処方された患者に対し、麻薬の服用状況、残薬、保管状況、鎮痛効果、副作用についての確認および必要な指導を、電話などで定期的に行うと麻薬管理指導加算 22 点が算定できます。

麻薬管理指導加算と混同しやすい点数として、調剤加算の「麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬加算」があります。

麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬を調剤する場合、処方中に麻薬が含まれているときに 1 調剤行為につき 70 点、それ以外は 1 調剤行為につき 8 点を加算するというものです。

この加算は内服薬のほか、屯服薬、注射薬、外用薬についても算定できます。

「麻薬管理指導加算」は、麻薬が処方された患者に対し要件を満たす指導を行った場合に算定できる点数です。

「麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬加算」は処方に麻薬等が含まれる場合に自動的に算定できる点数ですので、全く別物です。間違えないようご注意ください。



麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬加算



調剤加算の「麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬加算」について説明します。

この加算は 1 調剤行為につき算定できます

内服薬の場合、調剤行為とは服用時点と投与日数が同一のものをいいます。

つまり服用時点または投与日数が異なる場合、別の調剤行為という扱いになります。

処方例を挙げて説明します。

<処方例 1>

オキシコンチン TR 錠 20mg 2錠

オキシコンチン TR 錠 5mg 2錠

分 2 (9 時、21 時) 14 日分

処方例 1 では、麻薬等加算（麻薬）70 点を 1 回だけ算定できます。

2 種類の麻薬が処方されていますが、服用時点と投与日数がともに同一であり、調剤行為は 1 つという扱いです。

<処方例 2>

オキシコンチン TR 錠 20mg 2錠
分2 (9時、21時) 10日分
オキシコンチン TR 錠 5mg 2錠
分2 (9時、21時) 14日分

処方例 2 では、**麻薬等加算（麻薬）70点を2回算定できます**。残薬のため処方日数が減らされたケースなどが当てはまるのではないかと思います。

麻薬等加算（麻薬）70点を2回算定できるようになるため、投与日数が減ったにもかかわらず窓口負担金額が増える可能性があります。

<処方例 3>

オキシコンチン TR 錠 20mg 2錠
デパス錠 0.5mg 2錠
分2 (9時、21時) 14日分

処方例 3 では**麻薬等加算（麻薬）70点を1回算定できます**。向精神薬（デパス）が処方されていますが、
麻薬等加算（向精神薬、覚せい剤原料、毒薬）8点は算定できません。

算定の優先順位は麻薬等加算（麻薬） > 麻薬等加算（向精神薬、覚せい剤原料、毒薬） です。

<処方例 4>

デパス錠 0.5mg 2錠
分2 朝夕食後 14日分
デパス錠 0.5mg 10錠
不安時 1回1錠 10回分

処方例 4 では**麻薬等加算（向精神薬、覚せい剤原料、毒薬）8点を2回算定できます**。

同一医薬品が**内服と頓服**で出ているケースですが、**それぞれ別の調剤行為**という扱いになります。

重複投薬・相互作用等防止加算

- | | |
|--|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 残薬調整に係るもの以外の場合 | 40 点 |
| <input type="checkbox"/> 残薬調整に係るものの場合 | 30 点 |

※ 在宅患者についても同様の評価

在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 (算定要件は重複投薬・相互作用等防止加算と同じ)

- | | |
|--|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 残薬調整に係るもの以外の場合 | 40 点 |
| <input type="checkbox"/> 残薬調整に係るものの場合 | 30 点 |

以下の疑義照会を行い処方内容に変更があった場合に算定できる (下記の例参照)

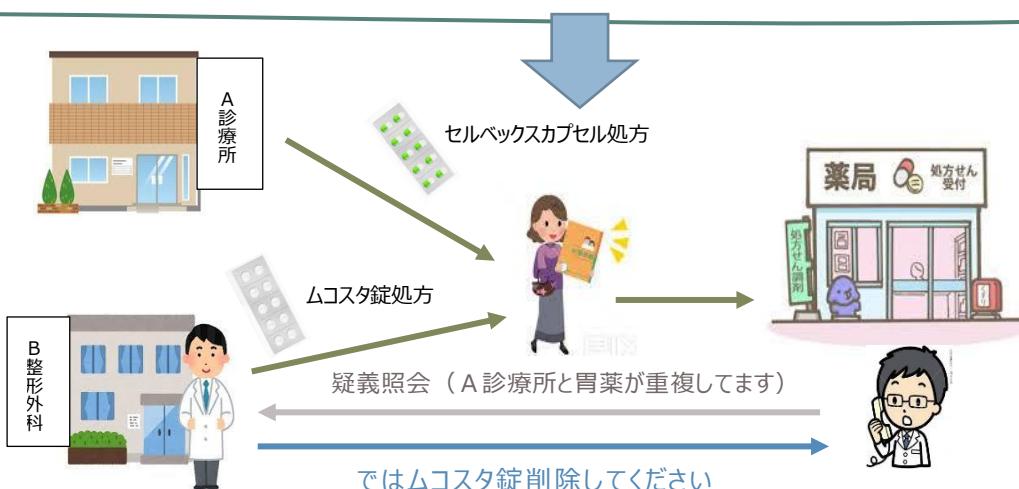
- 併用薬との重複投薬 (薬理作用が類似する場合を含む)
- 併用薬、飲食物等との相互作用
- 残薬
- その他薬学的観点から必要と認められる事項

特定保険医療材料が削除となつても算定できない
(併用薬との重複投薬及び併用薬、飲食物等との相互作用の
防止を目的とするため)

上記 4 つの具体的算定例を紹介します

1、併用薬との重複投薬の例

- 整形外科からの処方であるが、1週間前にも投与部位が腰でモーラステープが 70 枚処方されていたが、本日ロキソニンテープが 35 枚処方された。患者が不要であると話したため、疑義照会してロキソニンテープが処方削除となる。
- A 診療所でセルベックスカプセルが処方されており継続服薬中にもかかわらず、B 整形外科から消炎鎮痛剤とともにムコスタ錠が処方されていた。疑義照会してムコスタ錠が削除となる。 (※下図参照)



2、併用薬や飲食物等との相互作用の例 (アレルギー歴や副作用歴などの情報に基づき処方変更となった場合)

- グレープフルーツをよく食する習慣のある患者にニフェジピンが投与されており、血圧低下作用が強く出ているようだったので、グレープフルーツによる相互作用を疑い、疑義照会をし一旦処方を中断することになった。
- 花粉症のため O T C (市販薬) でアレジオンを服用中の患者にエバステル錠の処方があったため、疑義照会をしてエバステル錠の処方が削除になった。

3、残薬調整による例（残薬確認して処方日数短縮、処方削減）

●マグミット 330mg 3錠

1日3回 每食後 30日分（状態によって自己調節可）

このような処方が出ていたが、残薬が20錠あることが患者さまの話から分かったため疑義照会をした。

6日分（ $20\text{錠} \div 3 = 6\text{日} \cdots$ ）処方日数が調整され24日分となった。（残薬の数は20錠から2錠に減った）

●メチコバール 500μg 3錠

1日3回 每食後 14日分

他 数種類…

患者さまの話から42錠以上、家に余っているのでいらないとのこと。疑義照会をしてメチコバールが削除となった。



重複投薬・相互作用等防止加算の対象となる事項について、疑義照会による変更内容を薬剤服用歴（薬歴）に記載して記録を残す必要がある。

なお、支払基金からの連絡事項として、重複投与・相互作用等防止加算を算定するにあたって、疑義照会の結果で処方が削除になった場合にはレセプトの【摘要】欄にコメントの記載をする。



4、その他薬学的観点から必要と認められる事項

具体的な内容として、

薬学的観点から薬剤の追加や投与期間の延長が行われた調剤は対象となる。

※保険薬局に備蓄がないため処方医に疑義照会して他の医薬品に変更した場合などは当てはまらない。

これまで同一医療機関の同一診療科の処方せんについて処方変更があったとしても算定できないとされていたが、

「①投与期間の延長、②薬剤の追加、等であっても、要件に該当するものについては同一医療機関・診療所でも算定可能である。

①成人男性にタミフルカプセルが3日分で処方となっている。特に3日後に受診するように言われていないこと。

処方日数が短く治療に対して不十分と考え疑義照会した結果、処方日数が5日分に延長された。

②抗生素質の処方に対して下痢の副作用を考え、ビオフェルミンRなど耐性乳酸菌製剤の併用を疑義照会した結果、処方追加となった。

重複投薬・相互作用等防止加算を算定できない例

●次回の受診日までの処方日数延長などといった処方箋記載のミスに関しては期間の延長にはならない。

●薬局の在庫がないという理由から疑義照会して処方が変更になった場合は薬学的観点からの変更ではない。

●処方箋の記載ミス。例えば『処方薬A 2錠を1日3回で服用』の処方を疑義照会し、

『処方薬A 3錠を1日3回で服用』に変更となった場合も薬学的観点からの薬剤追加ではない。



特定薬剤管理指導加算 1

10 点

特に安全管理が必要な医薬品として別に厚生労働大臣が定めるもの（ハイリスク薬といふ）を調剤した場合に、その服用状況、副作用の有無などについて患者に確認し、必要な薬学的管理指導を行った時に 10 点算定します。医薬品が複数処方されている場合には、その全てについて必要な管理指導を行うことが必要です。

＜対象医薬品＞

抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤などありますが、適応以外の目的で使用（服用）されている場合は、特定薬剤管理指導加算は算定できない。

施設基準の届出が必要

特定薬剤管理指導加算 2

100 点（月 1 回まで）

《対象患者》 がん患者への薬学管理

・連携充実加算（医科 150 点）を届出している医療機関で抗悪性腫瘍剤を注射された患者であって、当該薬局で抗悪性腫瘍や制吐剤等の支持療法に係る薬剤の調剤を受ける患者

《算定要件》

リアルタイムの通話による確認が必要なためメールやチャットによる確認は不可（補助的に用いるのは良い）

- ①当該患者のレジメン（治療内容）等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行う
- ②電話等（ビデオ通話や患者が他の医療機関処方箋を持参した際）により、抗悪性腫瘍剤及び制吐剤等の支持療法に係る薬剤に関し、服用状況や副作用の有無等を患者等に確認
- ③その結果を踏まえ、当該保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合に算定する。



《施設基準》

- ①保険薬剤師としての経験 5 年以上
- ②パーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること
- ③麻薬小売業の免許
- ④保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に年 1 回以上参加していること
(※経過措置として令和 2 年 9 月 30 日までは、研修会への参加の基準は満たしているものとして取り扱う)

算定のタイミングは、医療機関に情報提供を行い、その後に患者が処方箋を持参した時に算定。この場合の処方箋は当該医療機関の処方箋でなくてもよい



加算 2 の算定に係る支持療法の薬剤以外の薬剤で加算 1 の業務を行った場合

加算 2 算定

併算定可

加算 1 算定



支持療法に係る薬剤の調剤を全く行っていない薬局

算定不可

乳幼児服薬指導加算

12 点



6歳未満の乳幼児が安全に、または容易に服用できるよう

服薬指導を行い、薬剤服用歴及び手帳に記載した場合に薬剤服用歴管理指導料の加算として算定します。



調剤に関する情報

錠剤は飲み込めますか？

粉薬でも大丈夫ですか？

もし飲みにくいようなら、
服薬ゼリー等で混ぜて
あげてもいいですよ。

指導内容を手帳に記載



お薬手帳を持参し忘れた患者にはシールを交付することで算定できますが、お薬手帳を利用していない患者に対しては手帳を交付した場合に算定できます。

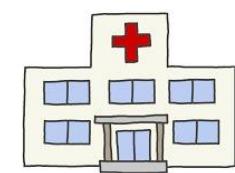
吸入薬指導加算

30 点 (3ヶ月 1回まで)

喘息等の患者について、医師の求めなどに応じて、吸入薬の使用方法について、文書での説明に加え、練習用吸入器を用いた実技指導を行い、その指導内容を医療機関に提供した場合



手帳による情報提供でも差し支えない



吸入指導指示

調剤薬局



患者・家族からの求め (医師の了解)

フィードバック (手帳・文書等)

吸入指導

(練習用吸入機器等を用いて実施)

併算定不可

かかりつけ薬剤師指導料

服薬情報提供料

同一月にかかりつけ薬剤師指導料を算定した患者に当該薬局の他の薬剤師が指導した場合も算定不可

調剤後薬剤管理指導加算

30点 (月1回まで)

《対象保険薬局》 地域支援体制加算を届け出ている薬局

糖尿病患者への薬学管理

《対象患者》 インスリン製剤又はスルフォニル尿素系製剤（以下「インスリン製剤等」という。）について

- ①新たにインスリン製剤等が処方された患者
- ②既にインスリン製剤等を使用している患者であって、新たに他のインスリン製剤等が処方された患者
- ③インスリン製剤の注射単位の変更又は、スルフォニル尿素系製剤の用法・用量の変更があった患者

《算定要件》 医師の求めなどに応じて、

- ① 調剤後に電話等により、その使用状況、副作用の有無等について患者に確認する等、必要な薬学的管理指導
- ② その結果等を医療機関に文書により情報提供を行った場合に算定する。

- ・かかりつけ薬剤師指導料との併算定不可（包括範囲内）
- ・服薬情報提供料との併算定不可



経管投薬支援料

100点 (初回のみ)

経管投薬が行われている患者が簡易懸濁法を開始する際に、医師の求め等に応じて薬局が必要な支援を行う

《対象患者》 胃瘻による経管投与 or 腸瘻による経管投与 or 経鼻経管投与を行っている患者



《算定要件》 ・患者 or 家族等 or 医療機関の求めに応じて患者の同意を得た上で実施

- ・簡易懸濁法による薬剤の服用に関して必要な支援を実施

当該患者に調剤を行っていない薬局は算定不可

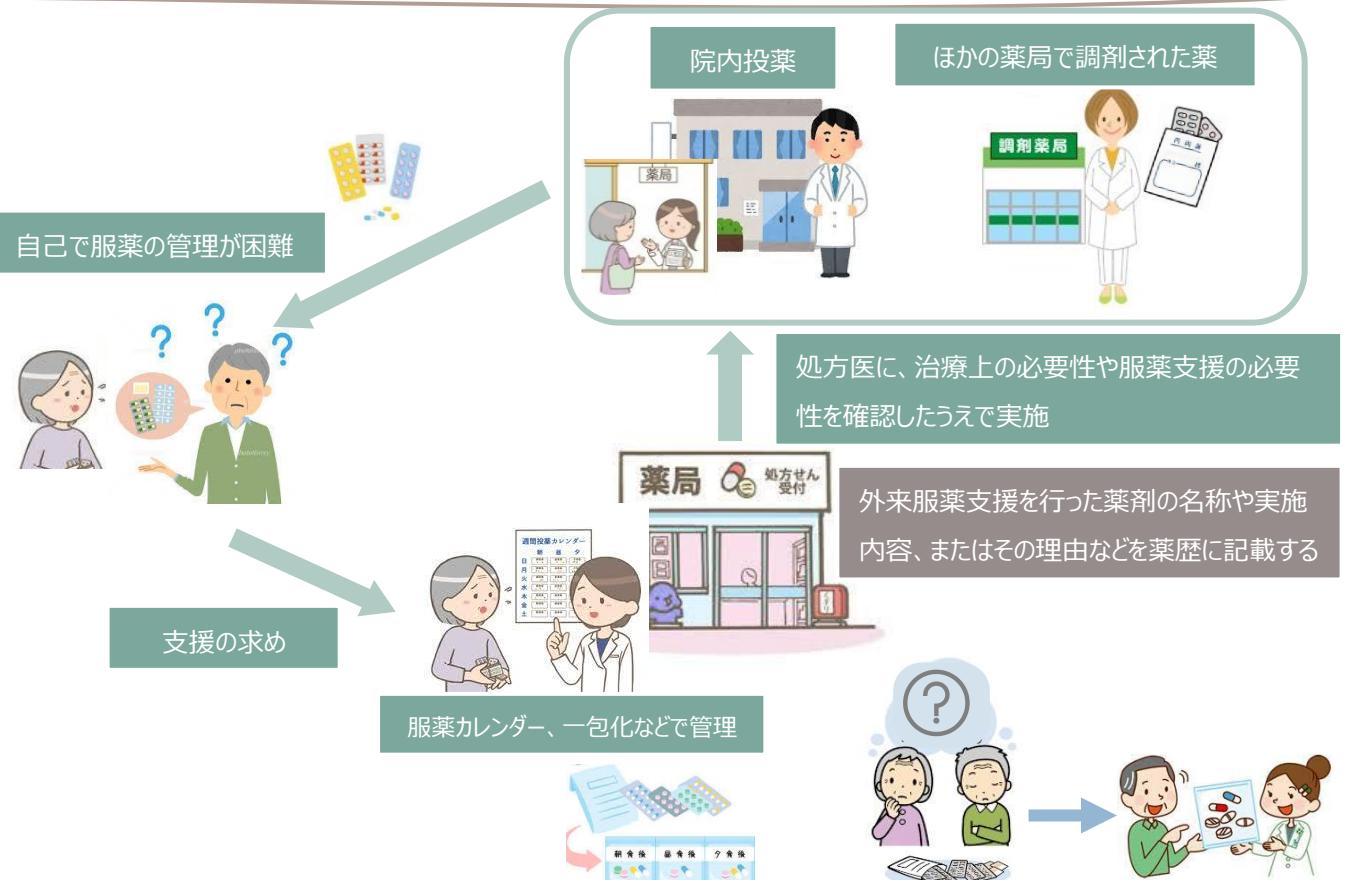
在宅関連の指導点数を算定していくても要件を満たしていれば算定可能

～＊＊＊外来服薬支援料とは＊＊＊～

①服薬の自己管理が困難な外来患者もしくはその家族、または医療機関の求めに応じ、持参した調剤済みの薬剤を、薬局で整理し薬剤の一包化、服薬カレンダーの活用など、日々の服薬管理を支援した場合に算定します。

②また、患者の来局時に限らず、患者の求めに応じて患者を訪問して実施した場合や、服薬支援・管理の結果を保険医療機関に情報提供した場合も算定できます。

①



②



Q、外来服薬支援料とは何ですか？

A、薬剤師による服薬支援の取組を推進するために設けられている加算項目。

自分で薬を管理して飲むことが難しい①外来患者さんもしくはその家族の求め、

②または医療機関の求めに応じて、その患者さんが飲んでいる薬の数や種類を整理するとともに、1包化や服薬カレンダーの活用などによって薬が飲みやすい・飲み忘れしにくいように管理を支援することを評価する仕組み。

服薬支援 1回につき 185 点。患者 1 人につき **月 1 回算定** できる。

Q、誰が対象？

A、自分で薬を管理して飲むことが難しい患者様

Q、どんな支援をするの？

A、1. その患者さんが飲んでいる薬の数や種類を整理する。状況を把握する。

（例：併用薬のチェック、重複している薬がないかチェック、相互作用のチェック、残薬の数を確認する、
必要なない薬は飲まないように回収する…etc）

2. 1包化をして、おくすり服用カレンダーにセットできるようにするなど。薬を飲みやすく、飲み忘れしにくいよう患者さんによる薬の管理をカンタン化する

Q、算定をした場合あとでするべきことは何ですか？

A、薬歴への外来服薬支援の内容を記載する。

1. 外来服薬支援をした理由
2. 支援した内容（例：A病院とBクリニックの薬を〇日分1包化した。服薬カレンダーを設置した。etc…）
3. 処方医に外来服薬支援の了承を得たこと
4. 外来服薬支援で整理・1包化などをしたお薬の名称一覧

外来服薬支援料を算定する場合、処方箋受付回数は生じません。本来、外来服薬支援は調剤済みの薬剤について服薬管理の支援を目的として行うものであるため、一包化を行った場合でも調剤技術料は算定できません。なので、外来服薬支援料と併せて調剤基本料、地域支援体制加算、後発医薬品調剤体制加算などの点数を算定することはできません。

異なる医療機関から交付された処方せんが、両方に一包化の指示がありこれらを一包化した場合、外来服薬支援料を算定できます。ただし、処方箋受け付けと同時に算定する場合には、処方箋にかかる調剤料は内服薬のみを算定します。
(一包化加算は算定できません。)

※在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する患者には算定しない。

一包化との違いを説明します。

一包化加算と外来服薬支援料の比較

項目名	一包化加算		外来服薬支援料	
区分	調剤技術料	01調剤料 1内服薬の加算(注3)	薬学管理料	1402 外来服薬支援料
算定要件	内服薬を服用時点毎に一包化を行った場合		患者が服用中の薬剤について服薬管理を支援した場合	
算定タイミング・限度	処方箋受付1回につき		月1回に限り(処方箋受付によらない)	
点数	42日分以下の場合：投与日数が7又はその端数を増すごとに34点を加算 43日分以上の場合：240点		185点	
算定不可患者	・かかりつけ薬剤師包括管理料算定患者		・かかりつけ薬剤師包括管理料算定患者 ・在宅患者訪問薬剤管理指導料算定患者 (他医療機関・他薬局が訪問薬剤管理指導を行っている場合も算定不可)	
併算定不可項目	・嚥下困難者用製剤加算 ・(加算を算定した範囲の薬剤)自家製剤加算、計量混合調剤加算 ・外来服薬支援料		・調剤技術料(調剤基本料、調剤料) ・一包化加算(処方箋受付と同時に実施する場合)	
医師の指示等	医師の指示又は医師の了解が必要		・医師の指示又は医師の了解が必要 ・残薬管理の場合は結果の情報提供のみで算定可	
記録	医師の了解を得た後に一包化を行った場合は、その旨及び一包化の理由を調剤録等に記載		・処方医の了解を得た旨、当該薬剤名称、服薬支援の内容及び理由を薬剤服用歴に記載 ・(残薬管理の場合)情報提供した内容、当該薬剤の名称、服薬支援の内容及び理由を薬剤服用歴に記載	

Q、レセプト作成の仕方は？

- A、 1. 外来服薬支援料**単独**のレセプトを作成する
2. レセプト上部の処方医や保健医療機関情報の記載はしない（処方箋を受け付けてないため）
3. ①外来服薬支援をした日付
②外来服薬支援で対象になった薬を処方した医師の氏名・保険医療機関の名称
③具体的な理由（支援内容など）を摘要欄に記載する。処方箋の受付回数は「0件」と記載する

7-1-8 外来服薬支援料及び退院時共同指導料の入力

「外来服薬支援料」及び「退院時共同指導料」を算定する場合は、それぞれ算定用の医療機関/医師を選択し、他のレセプトをわけて出力する必要があります。
※ 「退院時共同指導料」についても手順は「外来服薬支援料」と同じです。
レセプト摘要欄への記載内容が異なりますのでご注意ください。



ご注意！

- 外来服薬支援料の入力を行うためには、専用の「外来服薬支援用の医療機関」及び「外来服薬支援用の医師」のマスタが必要です。
→登録方法については、次のページをご確認ください。
- 外来服薬支援料のレセプトは、他のレセプトと完全に別にする必要があります。
そのため、既存の医療機関、医師のマスタを使用して入力を行わないでください。
- 外来服薬支援料のレセプトは、他のレセプトと完全に別にする必要があります。
同時に処方箋を受け付けた場合は、処方追加で別処方として入力を行ってください。

①処方入力画面で、「医師選択[F8]」を押してください。

②医療機関情報検索の画面で、外来服薬支援用医療機関を検索し、「確定[F12]」してください。



③処方入力の欄は何も入力しないでください。



④指導料・処方箋単位加算の欄については、通常のものは全て削除し、「指導加算選択[F5]」を押して、「外来服薬支援料」のみ追加してください。



⑤処方箋コメント欄に、必要事項を入力し、レセプトに出力されるように設定してください。

服薬支援日：2017年2月1日	処 調 レ 歴 手 連
保険医療機関/医師：ネグジット病院（総研太郎）	
ネグジットクリニック（総研花子）	

レセプトの「レ」が青文字になるように設定を行ってください。

【レセプト摘要欄に記載が必要な項目】

＜外来服薬支援料＞

服薬管理を支援した日

服薬支援に係る薬剤の処方医の氏名および保険医療機関の名称

記載例) 外来服薬支援日 7月1日
保険医療機関 ネグジット病院
保険医師名 医師 太郎

＜退院時共同指導料＞

指導日並びに共同して指導を行った保険医、

看護師または準看護師の氏名および保険医療機関の名称保険医等の氏名および

保険医療機関の名称については、算定対象となる患者が入院している

保険医療機関とともに当該患者の退院後の在宅医療を担う保険医療機関名称

⑥記載内容を確認し、問題なければ、「保存[F12]」を押してください。



ヒント！ 専用の医療機関/医師のマスタの作成方法について

新しく登録されたい場合は、以下のような内容で作成を行ってください。

- ①メインメニューから「マスタ業務」→「医療機関」と進んでください。
- ②「新規登録[F1]」を押してください。
- ③医療機関名：外来服薬支援用医療機関（※任意：外来服薬支援用とわかるようなものを入力）
医療機関コード：既存の医療機関とかぶらないような7桁の数字を入力。
- ④郵便番号・住所・電話番号：何も入っていないと前処理などチェックがかかるので、
薬局様の住所・電話番号を入れておく。
- ⑤診療科は「診療科なし」を選択してください。（別のものでも可）
- ⑥設定ができましたら、「保存[F12]」を押してください。
- ⑦メインメニューから「マスタ業務」→「医師」と進んでください。
- ⑧「新規登録[F1]」を押してください。
- ⑨医師名：外来服薬支援用 医師（※任意 外来服薬支援用とわかるようなものを入力）
- ⑩勤務先情報の枠内をクリックし、「医療機関診療科選択[F5]」を押してください。
- ⑪「①～⑩」で先に作成した外来服薬支援用の医療機関を検索し、確定してください。
- ⑫「保存[F12]」を押してください。

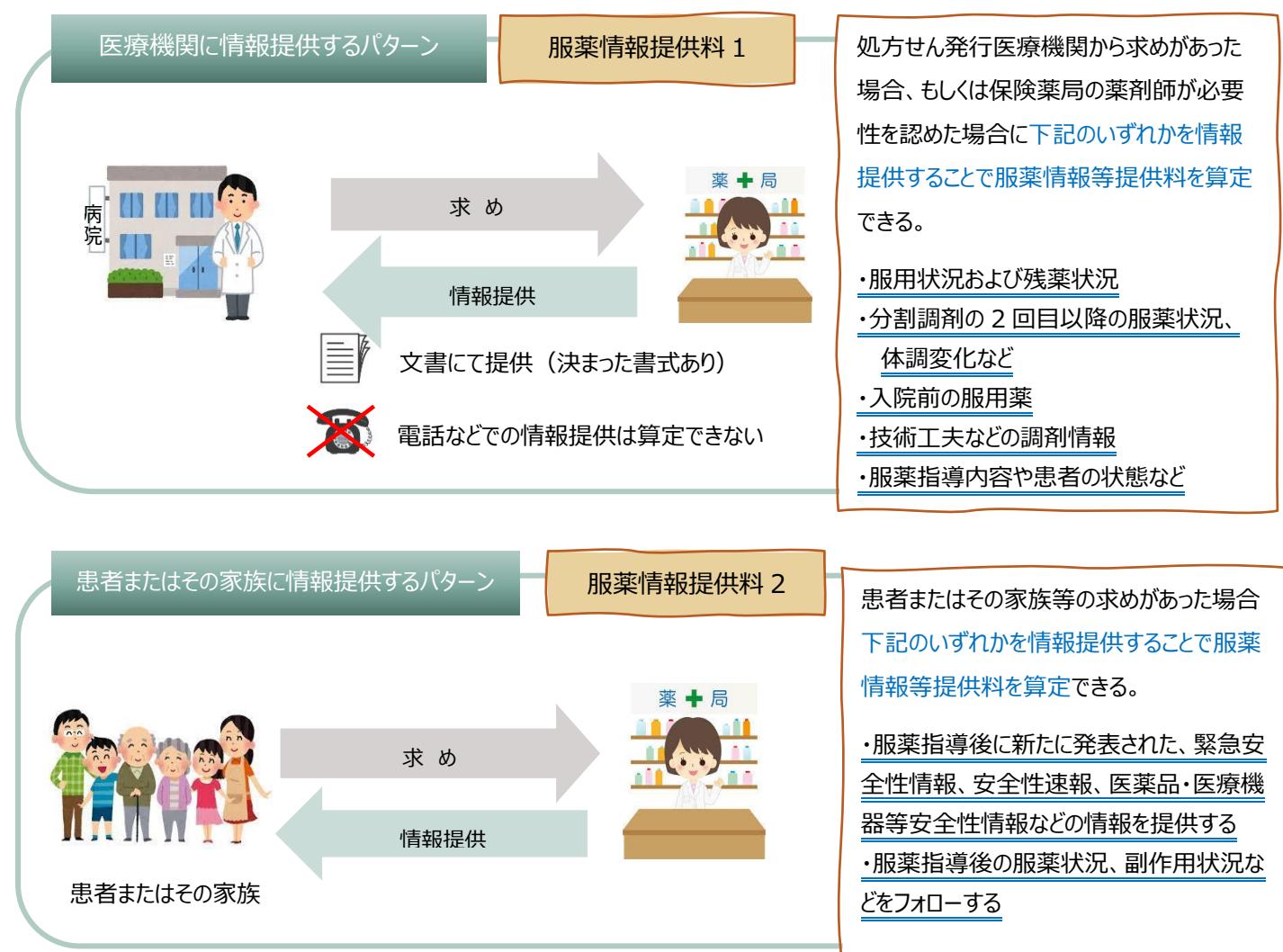
ふりがな	がいらいふくやくしえんよういりょうきかん	
医療機関名称	外来服薬支援用医療機関	
医療機関コード	11111111	歯科コード

ふりがな	がいらいふくやくしえんよう いし	
医師名	外来服薬支援用 医師	
表示順位	0 / 0	<input checked="" type="checkbox"/> ジェネリック医薬品への変更可
医療機関名称	診療科	
外来服薬支援用医療機関	診療科なし	

服薬情報等提供料とは（医師と連携した医薬品の適正使用の推進の為の情報提供を評価したもの）

服薬情報等提供料には 2 つの算定パターンがあります。

ひとつは、医療機関に情報提供するパターン。もうひとつは、患者またはその家族に情報提供するパターンです。



服薬情報等提供料を算定する上での注意点

- * 患者またはその家族の同意が必須
- * かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者に対しては、服薬情報提供料を算定できません。
- * 患者の求めに応じて情報提供した場合、次回処方せん受付時のフォローが必須
- * 医療機関に対して情報提供する場合、算定できるのは月1回だけ
 - ・患者に対する情報提供の場合、服薬情報等提供料の算定回数に上限はありませんが医療機関に対する情報提供の場合、服薬情報等提供料の算定回数は月1回までと決められています。
- * 患者からの電話により服薬指導を行った場合であっても算定できる

※算定のタイミングは次回の処方箋受付時です。提供した情報に関する確認や必要な指導を行った場合に算定できます。

もし次回の受付が情報提供の算定対象と異なる医療機関の処方箋受付となっても、服薬情報提供料のみ算定のレセプトを作成して請求すれば問題ないでしょう。

服用薬剤調整支援料とは 要件1回につき 125点

6種類以上の内服薬が処方されていたものについて、薬剤師が文書を用いて提案し、当該患者に調剤する内服薬が2種類以上減少した場合に、月1回に限り算定する。



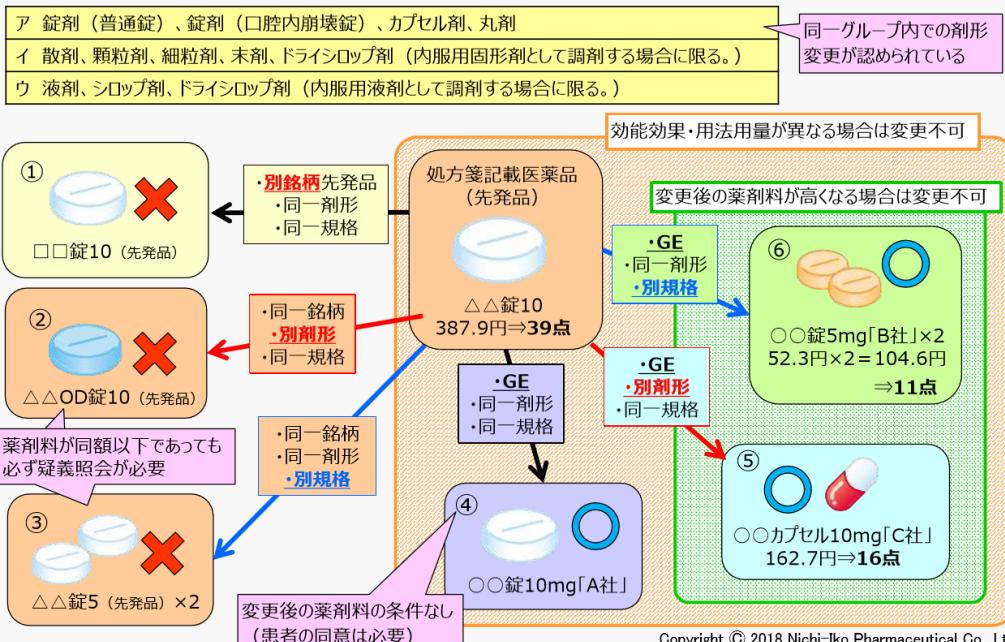
後発医薬品への変更調剤

変更調剤とは、処方薬に代えて後発医薬品を調剤することです。通常、薬剤師は処方薬をそのまま調剤しなければならないのですが、変更調剤については例外的に認められています。

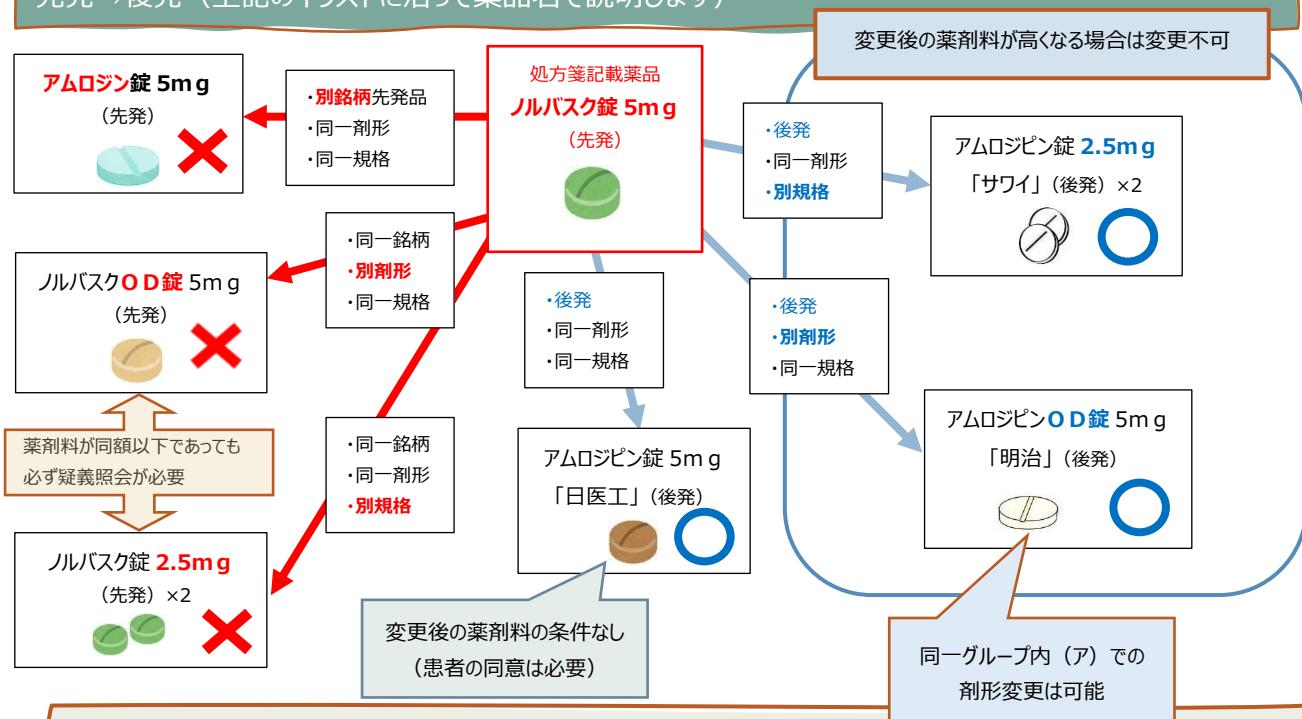
したがって変更調剤のルールの範囲内であれば疑義照会なしに処方薬に代えて後発医薬品を調剤することができます。

変更調剤のルール

先発医薬品⇒後発医薬品変更調剤(内服薬・1日1回服用の場合)



先発⇒後発（上記のイラストに沿って薬品名で説明します）

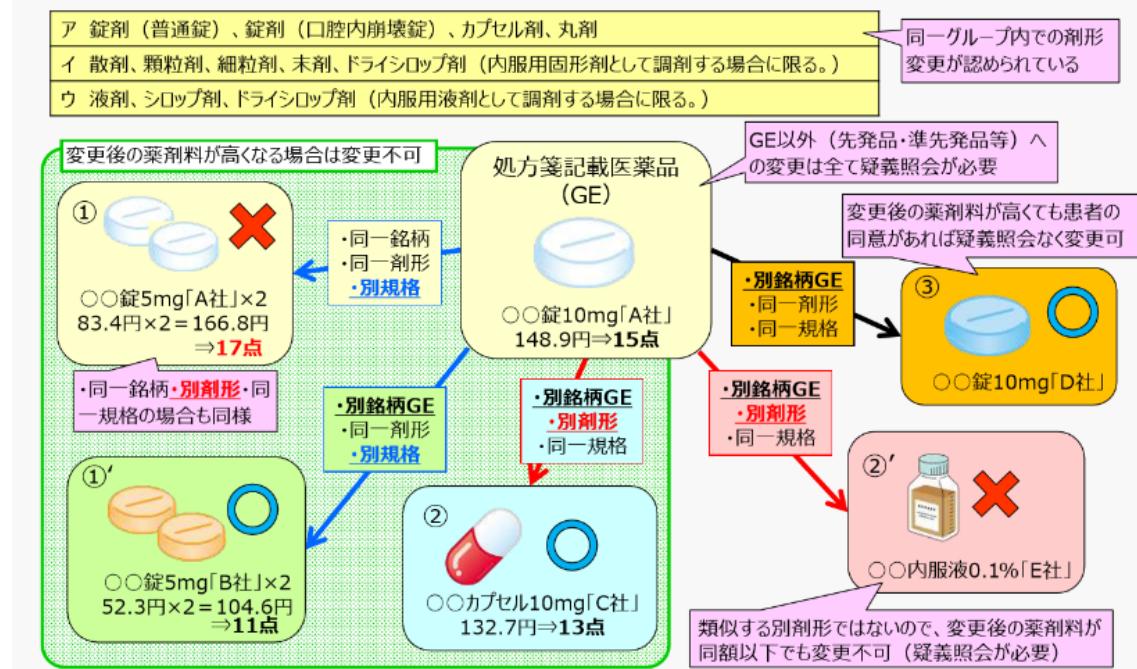


先発から先発に変更するにはどのような場合であっても疑義照会が必要です。

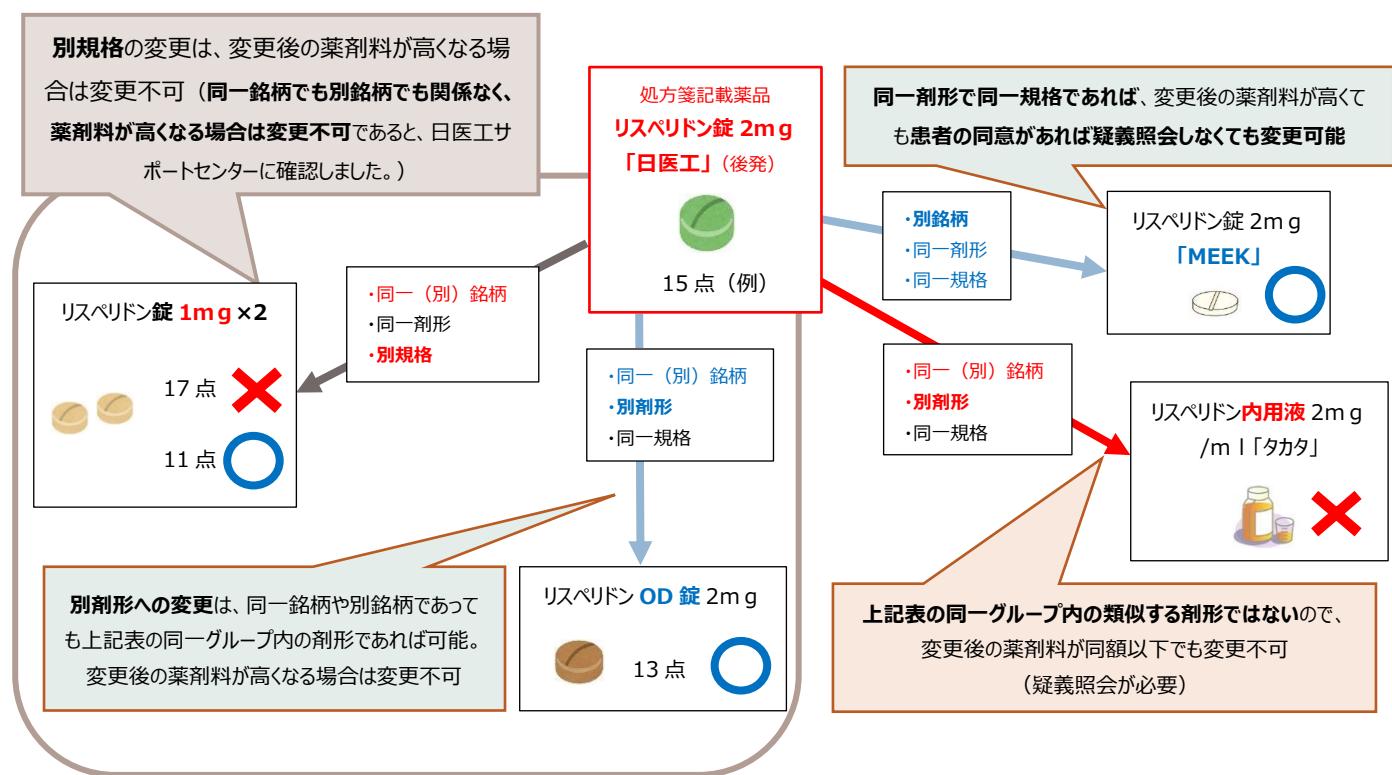
先発から後発に変更する場合は、薬剤料が同額以下なら同一グループ内の剤形変更と規格違いでも変更可能。

同一剤形、同一規格であれば変更後の薬剤料の条件なく変更可能。上がる場合は患者の同意が必要。

後発医薬品⇒後発医薬品変更調剤(内服薬・1日1回服用の場合)



後発⇒後発（上記のイラストに沿って薬品名で説明します）



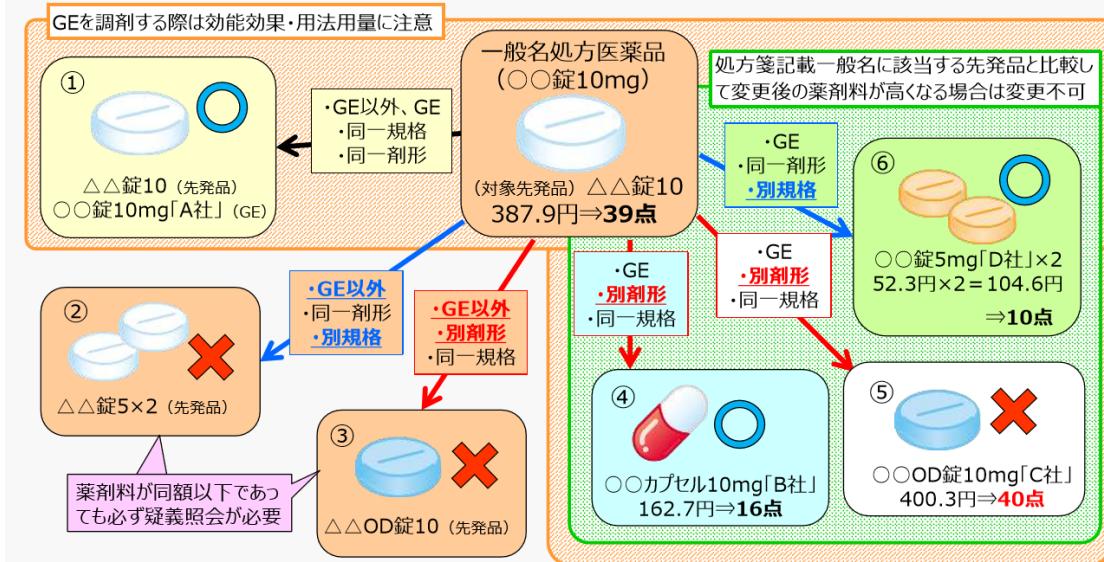
※上記の薬剤料は全て例に基づく点数なので実際とは異なります

後発から後発への変更は、同一グループ内であれば別剤形でも薬剤料が同額以下であれば変更可能。

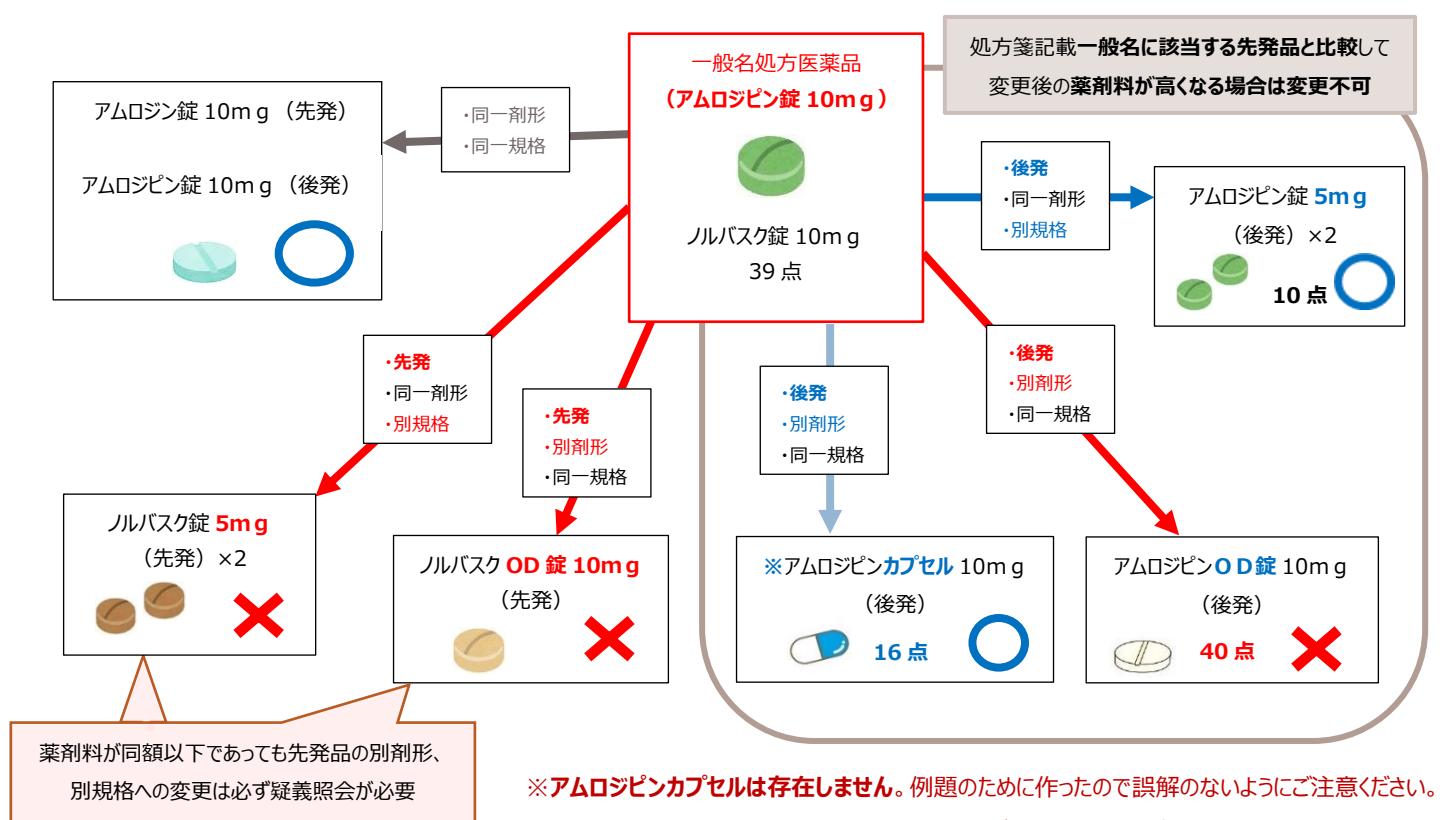
別規格であっても薬剤料が同額以下なら変更可能。同一グループの類似しない別剤形の場合は変更不可（疑義照会が必要）

後発同士の同一剤形、同一規格であれば変更後の薬剤料が高くても、患者の同意があれば変更可能（疑義照会不要）

ア 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤	同一グループ内の剤形 変更が認められている
イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る。）	
ウ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る。）	



一般名処方による調剤（上記のイラストに沿って薬品名で説明します）

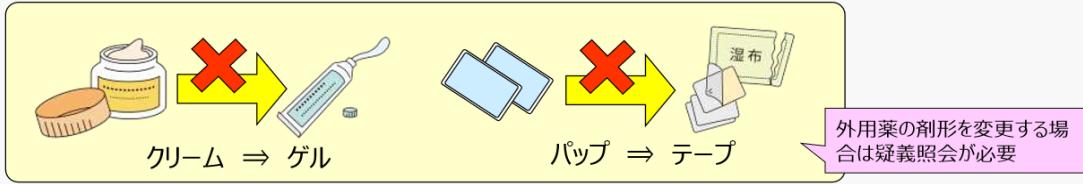


一般名処方を先発で調剤する場合は剤形と規格は同じでないと、必ず疑義照会が必要です。

後発で調剤する場合は剤形と規格が別であっても、先発品と比べて薬剤料が安ければ変更可能です。

外用薬の変更調剤

- 外用薬の後発医薬品への変更調剤の場合、剤形を変えることは認められていない
- 別規格の場合は外用薬でも変更調剤可能(変更調剤前の薬剤料を超えないこと)



処方欄(変更可処方箋)
『○○クリーム1%(先発品)』20g×6本

20g
(先発品)
○○クリーム1%
1本20g
薬価 20.3円/g

30g
(GE)
○○クリーム1%「A社」
1本30g
薬価 10.3円/g

$$20g \times 6 = 120g$$

$$30g \times 4 = 120g$$

外用薬の剤形を変更する場合は疑義照会が必要



外用薬の後発変更は上記の表に記載しているように、**剤形を変えることはできない**。

- ロキソニンテープ 100m g → ロキソプロフェンナトリウムパップ 100m gへの**変更不可**。
- ヒルドイドソフト軟膏 0.3% → ビーソフテンクリーム 0.3%への**変更不可**。



温布の非温感と温感の変更について
ロキソプロフェンN aテープ 100m gを例に説明します



ロキソニンテープの後発品であるロキソプロフェンN aテープには、先発品のロキソニンテープと同じ「非温感タイプ」の他に「温感タイプ」もあります。次表に示すようにタイプ指定の一般名処方は、別のタイプの製品の調剤ができません。また、商品名で処方箋に記載された場合(変更不可を除く)や、タイプ指定のない一般名処方の場合は、制度上、どちらのタイプの製品も調剤が可能ですが、炎症が急性か慢性か等の症状や患者の希望の聞き取り、あるいは、疑義照会による医師の処方意図の確認を行った上で製品選択が必要です。

処方箋の記載

調剤する製品

「非温感」と指定のある一般名	「非温感タイプ」	(「温感タイプ」は調剤不可)
「温感」と指定のある一般名	「温感タイプ」	(「非温感タイプ」は調剤不可)
「非温感」「温感」の指定がない一般名	「非温感タイプ」「温感タイプ」	どちらも可
先発品のロキソニンテープ		(“変更不可”除く)
「非温感タイプ」の後発品の銘柄指定		※処方箋に記載された製品と別のタイプを調剤する場合は、医師の処方意図、患者の希望や症状等の確認が必要
「温感タイプ」の後発品の銘柄指定		

薬 剂 料

薬剤料は、処方せんの調剤に使用した薬剤に関する診療報酬をいいます。

保険調剤に使用される薬剤は薬価が定められており、2年毎に行われる診療報酬改定で薬価も改定されます。

薬剤料を診療報酬として算定する場合、10円=1点と換算して点数で算定することになります。

計算方法は**五捨五超入**（※1 下記参照）にて計算を行うことになっています。

薬剤料は所定単位で計算されます。内服薬は1剤1日分を所定単位として薬価を算出し点数に直します。

使用薬剤の区分により所定単位は異なりますので、以下の表を参考にしてください。

区分	所定点数×調剤数量	区分	所定単位×調剤数量
内服薬	1剤 1日分×投与日数	内服用滴剤	1調剤分×調剤数
頓服薬	1調剤分×調剤数	注射薬	1調剤分×調剤数
外用薬	1調剤分×調剤数		

1剤とは…薬品1種類の事ではなく、服用時点・投与日数が同じものを合わせて1剤といいます。

1日分とは…1回1錠を1日3回毎食後に服用する場合、1日投与量は3錠になります。

★具体的な計算方法

まず所定単位(1剤1日分)の薬剤点数を求めます。

①薬価（単価）を調べて使用薬価を計算します→1剤ごとに合計薬価を求めます（所定単位の薬価）

※単価とは…1錠、1カプセル、1g、1mlの価格

例

①

②

薬剤名	1日分投与量	薬価（単価）	1剤1日分の薬価
ロキソニン錠 60mg	3錠	×15.90円	=47.70
メチエフ散 10%	4.5g	×8.10円	=36.45
酸化マグネシウム錠 250mg	3錠	×5.60円	=16.80
毎食後 3日分			100.95円

②所定単位の薬価は、下記の方法によって点数に直します。

1単位の薬価 15円以下……………1（点）

1単位の薬価 15円を超える場合…薬価÷10（点）※1 端数五捨五超入



小数点以下の部分が0.5以下なら「切り捨て」とし、
0.5を超える場合は「切り上げ」とする。

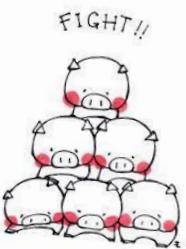
例を点数に直します。

100.95 円 ÷ 10 = 10.095 点 ← この場合小数点以下の部分が 0.5 以下なので切り捨てます。



所定点数（1剤 1日分の点数）は 10 点です。

投与日数は 3 日分なので、10 点（所定点数）× 3（投与日数） = 30 点が薬剤料となります



次の薬価を点数に直し、五捨五入の計算をしてみましょう

① 144.90 円 点

② 265.00 円 点

③ 145.01 円 点

④ 12.30 円 点

次の薬剤料を計算してみましょう（薬価は右の表を参考にしてください）

① 内服薬

1. テシプール錠 1mg 3錠
1日 3回 每食後 3日分
2. シナール配合顆粒 3g
ハイチオール錠 80 3錠
1日 3回 每食後 7日分

点

薬価

- ・テシプール錠 1mg 1錠 15.30 円
- ・シナール配合顆粒 1g 6.10 円
- ・ハイチオール錠 80 1錠 5.60 円
- ・セルシン錠 2mg 1錠 5.90 円
- ・ポンタールシロップ 3.25% 1ml 6.40 円
- ・SP トローチ 0.25mg 1錠 5.60 円
- ・カトレップパップ 70mg 1枚 23.40 円

② 頓服薬

1. セルシン錠 2mg 1回 2錠
不安な時 4回分
2. ポンタールシロップ 3.25% 1回 3.5ml
発熱時 5回分

点

点

③ 外用薬

1. SP トローチ 0.25mg 24錠
1日 6回 4日分
2. カトレップパップ 70mg 14枚
1日 2回 7日分

点

点



まとめ



15円以下	1点
15.01～25.00円	2点
25.01～35.00円	3点
35.01～45.00円	4点

内服薬剤料

1日分薬価→点数→五捨五超入→投与日数をかける

頓服・外用薬剤料

全量の薬価→点数に変換

答え

(1)五捨五超入

- ① $144.90 \text{ 円} \div 10 \text{ 円} = 14.490$ (小数点以下の部分が 0.5 以下なので切り捨て) = 14 点
- ② $265.00 \text{ 円} \div 10 \text{ 円} = 26.500$ (端数は 0.5 ちょうどなので) = 26 点
- ③ $145.01 \text{ 円} \div 10 \text{ 円} = 14.501$ (端数は 0.5 円を超えているので切り上げます) = 15 点
- ④ 12.30 円 (薬価は 15 円以下) = 1 点

(2)薬剤料

- | | |
|------------------|------------|
| ① 内服薬 1.....15 点 | 2.....28 点 |
| ② 頓服薬 1.....5 点 | 2.....11 点 |
| ③ 外用薬 1.....13 点 | 2.....33 点 |

力価計算



力価計算とは、実際に患者さんが飲む「服用量をg(グラム)表記に変換する」ことです。

薬価基準は、厚生大臣が定め、医薬品のそれぞれの品目ごとに規格・単位と薬価を示した価格表です。

有効成分量の単位は「mg」で表しますが、薬価基準では「〇%〇g」、「〇%〇ml」と記載されているため、薬価を算出する際に、処方せんに記載された「成分量」を「製剤量(服用量)のg、ml」に換算する必要があります。

お薬を処方される場合、普通はg(グラム)表記で記載されます。これは服用量です。

純粋に患者さまの口に入る量(服用量)です。

ですが、患者さまの服用量ではなく、患者さまに対して有効な成分量を記載されている処方箋があります。

※ 服用量、全てが有効な成分(いわゆる「薬効」)で構成されている訳ではありません。

薬効の認められる成分以外には賦形という

- ・飲みやすいようにする為の嵩増し目的
- ・錠剤を固める為の成分
- ・薬が口の中で溶けやすいようにする成分



等、様々な目的の成分も結構入っているのです。

実際に患者さまが飲む「服用量をg(グラム)表記に変換する」この行為が力価計算なのです



『mg(ミリグラム)での表記 = 成分量での指示 = 服用量としてg(グラム)に変換する為に力価計算が必要』と覚えておいてください。

●mgとは1g中の成分量を表すというルールがあります。

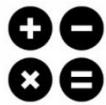
●%というのも1g中の成分量を表すというルールです。



散剤	100% =	1000mg/g
	10% =	100mg/g
	1% =	10mg/g
	0.1% =	1mg/g

シロップ剤	100% =	1000mg/ml
	10% =	100mg/ml
	1% =	10mg/ml
	0.1% =	1mg/ml

換算式



成分量（処方されている量）÷ ●(数字)% ÷ 10 = 製剤（服用）量

例

アスベリン散 10%

$$30\text{mg} = 0.3\text{g}$$

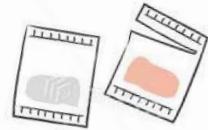
（主成分が 10% 含まれているという事です）

100mg/g

処方箋に 30mg の指示があるということなので

$$\frac{30\text{mg}}{100\text{mg}}$$

$$(30 \div 100) = 0.3\text{g}$$



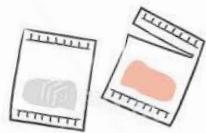
換算式に置き換えると

$$30\text{mg} \text{ (処方されている量)} \div 10\text{(%)} \div 10 = 0.3\text{g} \text{ (服用量)}$$

例

カロナール細粒 20%

$$100\text{mg} = \boxed{} \text{ g}$$



換算式に置き換えると

$$100\text{(mg)} \div 20\text{(%)} \div 10 = 0.5\text{g}$$



ということで、服用量は 0.5g となります。

